

Title	ナゴルノ・カラバフ紛争とフランス：一九八八～一九九四年
Sub Title	The clash of emotion and rational : the French involvement in the Nagorno-Karabakh conflict between 1988-1994
Author	田邊, アリンソヴグラン(Tanabe, Aline Sauvegrain)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.62 (2022.) ,p.55- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10069591-00000062-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナゴルノ・カラバフ紛争とフランス

——一九八八～一九九四年——

田邊アリンソヴグラシ

序論

- (一) 研究の背景
 - (二) 研究の目的及び先行研究の検討
 - (三) 本論の構成
- 一 カラバフ紛争の起源とフランス
- (一) カラバフ紛争の起源
 - (二) フランス国内のアルメニア人ディアスポラ
- 二 国内問題としてのカラバフ紛争
- (一) 親アルメニア勢力の活性化
 - (二) アルメニア地震と親アルメニア感情の高まり
 - (三) 仏外務省の慎重姿勢

三 国際問題としてのカラバフ紛争

- (一) 当事国との外交関係の樹立
- (二) 紛争の国際問題化
- (三) 議会と外務省の対応
- (四) ミンスク・グループによるイニシアティブの停滞

結論

序論

(一) 研究の背景

二一世紀に突入してから二〇年余り、未だ「民族」のラベルが引き起こす紛争で命を落とす人々がいる。ある地域の民族紛争で高揚したナシヨナリズムの熱気は、時に国境をまたいで飛び火し、地理的に離れた場所にいる人々さえも刺激する。二〇二〇年九月二七日、カスピ海と黒海の間位置する南コーカサス地方で再燃した、ナゴルノ・カラバフ紛争〔Nagorno Karabakh: 以下、カラバフと略記〕とフランスの動きもその一例だ。

カラバフ紛争とは、アゼルバイジャン領土内にあるカラバフ自治州の帰属をめぐる紛争で生じている、アルメニア人とアゼルバイジャン人の間の争いである。自治州民の多数派を占めるアルメニア人は、ソ連時代を通して断続的にアルメニアへの帰属変更を求めてきた。一九八〇年代後半、ゴルバチョフ (Mikhail Gorbachev) によるペレストロイカの影響を受けてソ連内で民族ナシヨナリズムが高揚する中、一九八八年ごろから自治州をめぐる対立が表面化・暴力化し、一九九四年まで約三万人の死者と一三万人超の難民を出す甚大な被害をもたらした。⁽²⁾一九九四年一二月、欧州安全保障協力機構〔以下、OSCEと略記〕のブタペスト首脳会議で停戦合意が結ばれたものの、恒久的な和平合意には至らず、長らく武力衝突の火種を抱える「凍結された紛争」とされてきた。実際に、二〇二〇年には停戦合意以来、最大規模の戦闘が発生し、死者は二二〇〇人以上に及んだ。⁽³⁾

時を同じくして、コーカサス地域から遠く離れたフランスでは、紛争の再発に呼応するかのような動きが見られた。再発から約二カ月後の一月二五日、フランスの上院 (le Senat) は「カラバフ自治州の承認の必要性に関する決議」⁽⁴⁾を採択し、さらに約二週間後の一二月三日には、国民議会 (l'Assemblée nationale) が「アルメニア人とヨーロッパ及

び中東のキリスト教徒保護のための決議」を可決したのである。⁽⁵⁾ それぞれの決議文は独立しているが、フランスの国会議員は自国の政府に対し、人道的援助や市民の保護、さらにカラバフ自治州の独立承認などを促している点で共通している。

しかし、フランス国内での親アルメニア的な動きは、関係国間で複雑な受け止められ方をされることになる。なぜならフランスは、OSCE内でカラバフ紛争の仲介を担うミンスク・グループ⁽⁶⁾において、一九九七年以降米露とともに共同議長国を務めているからだ。本来、フランスは共同議長国として紛争当事者のどちらにも傾斜しない姿勢が求められる。しかし、フランス議会が自治州の独立承認を促すようなアルメニア寄りの決議を採択したことで、共同議長国としての適格性を疑う声が発せられたのである。

こうした事態はこれが初めてではない。前述のように、フランスはミンスク・グループの共同議長国を二〇年以上続けているが、共同議長国の就任当初から、その立場の妥当性が疑われてきた。⁽⁷⁾ それ故、ミンスク・グループでは、共同議長国をフランスからドイツもしくは欧州連合「以下、EUと略記」に置き換える案が出された。しかし、フランスの抵抗で実現していない。⁽⁸⁾

カラバフ紛争には、フランスの他にもロシア、アメリカ、トルコ、イランといった諸外国が、その地政学的な重要性から、武器供与や調停プロセスへの関与等を通じて影響力を及ぼしてきた。しかし、こうして関係国を列挙してみると、フランスがその中に名を連ねていることが奇妙に映る。フランスは、コーカサスを自国の「裏庭」と位置づけるロシアや、世界の警察官として行動するアメリカ、あるいは紛争当事国と国境を接するイランやトルコでもない。また、コーカサス地域は、アルジェリアのようにフランスの旧植民地ではなく、歴史的に関与してきた地域であるわけでもない。

フランスがカラバフ紛争に関心を寄せる背景としてしばしば語られてきたのは、国内のアルメニア人ディアスポラ

の存在だ。フランスに住むアルメニア人の数はおよそ五〇万人から六〇万人⁽⁹⁾と言われており、彼らはカラバフ紛争勃発以前から、一九一五年のオスマン帝国によるアルメニア人虐殺の認定をめぐって政府や議会に働きかけてきた。彼らの活動は、二〇〇一年のアルメニア人虐殺の公式認定や、先述したカラバフ自治州の独立承認に関する決議など、親アルメニア的な成果として一定程度結実している。こうしたことから、フランスは往々にしてアルメニア最層であると見られることが多い。他方で、自治州の独立承認に関する決議に対して外務省は、法的拘束力はないと一蹴しており、議会の行動が必ずしも外務省の立場と連動していない⁽¹⁰⁾。そもそもなぜフランスが遠く離れたコーカサスの山間で起きたカラバフ紛争に関与し始めたのか、また国内のアルメニア人ディアスポラによってどこまでフランスの関与を語れるのか、検討の余地がある。

(二) 研究の目的及び先行研究の検討

本研究では、第一次カラバフ紛争（一九八八～一九九四年）を事例に挙げ、国内のアルメニア系ディアスポラの声に基づき議会の圧力がある中で、フランス外務省はどのような行動をとったのかとの問いを立て、議会と外務省双方の反応および対応を追うことで明らかにする。

カラバフ紛争は、ポスト冷戦期の地域・民族紛争の事例として、紛争の早い段階から注目され、すでに多くの研究が蓄積されてきた。その動向を大きく四つに分けるとするならば、(1) 戦争の起源や経緯を詳細に叙述したもの⁽¹¹⁾、(2) 戦争の原因やメカニズムを比較政治学的観点から分析したもの⁽¹²⁾、(3) OSCE研究やEU研究の中で紛争を捉えたもの⁽¹³⁾、(4) 国際政治や地政学的観点を取り入れたもの⁽¹⁴⁾、が挙げられるだろう。しかし、これらを可能な限り参照しても、フランスそれ自体は主たる分析対象となっていない。(1)や(2)に相当する文献は、アルメニアやアゼルバイジャン、カラバフ自治州の動きが焦点にあり、フランスをはじめとする諸外国は描かれてもせいぜい周縁的

なアクターに過ぎない。(3)の文献は、OSCEやEUのような地域機構の中でどのようにカラバフ紛争が扱われてきたかを知る上で有益であるが、各加盟国の関与のあり方を明らかにしているわけではない。(4)に分類されるコーネルは、紛争に対する関係各国の関与を最も体系的に分析している。たしかに当該書の中にロシア・トルコ・イラン・アメリカの章は設けられているが、本論文が関心を向けるカラバフ紛争とフランスの関係については触れられていない。

先行研究でかろうじてフランスに言及される際、二つの傾向が見られる。一つ目は、OSCEの役割に関する記述の中で、フランスが一関係国としてアメリカやロシアの隣に並記される場合だ。主には、一九九二年にミンスク・グループの立ち上げに参加した時と、一九九七年に共同議長国に就任した時であるが、その際、その構成国としての「フランス」が多くの先行研究の中で忽然と現れるのである。二つ目は、アルメニア人ディアスポラの役割に関する記述がある場合だ。例えば、国際政治学者であり旧ソ連地域を専門とする廣瀬陽子は「フランスと米国がアルメニア・ロビーの影響を受けて、ナゴルノ・カラバフ紛争に対して非中立的な姿勢をとったことが和平への悪影響になった」と述べ、アルメニア系フランス人のジャーナリストであるミナシヤン (Gariz Minassian) は、「アルメニア系のロビー団体がOSCEの議長国を通じてカラバフ問題に関与」したと記述している。¹⁶⁾しかし、影響力の度合いは本来測定することが難しい上、果たしてアルメニア人ディアスポラの存在だけでフランス外交を説明できるかどうかは実証的な検討が必要である。

以上のように、先行研究ではフランスのカラバフ紛争における役割や関与の在り方にほとんど光が当てられてこなかった。だが大国の関与がカラバフ紛争の和平を左右しているとすれば、アメリカやロシアのみならず、ミンスク・グループの共同議長国として仲介に携わっているフランスも無視できない存在ではないか。本論文では、これらで等閑視されてきたフランスの視点からカラバフ紛争に実証的にアプローチすることで、先行研究に新たな視座を与

えたい。

（三） 本論の構成

本論文は以下のような構成で議論を進める。まず第一章第一節では、カラバフ自治州をめぐる対立の淵源を簡単に振り返る。第二節では、カラバフ紛争におけるフランスの動きを見る上で避けては通ることのできない、国内のアルメニア人ディアスポラについて予め考察する。先述のように、フランスはしばしばアルメニア鼯鼠と見られるが、そのような姿勢がカラバフ紛争をめぐるフランス外交を全て決定づけていたわけではないことを主張する。

第二章以降は、第一次カラバフ紛争におけるフランス国内及び政府の行動を、紛争の経過に沿って詳述する。第二章では、カラバフ紛争がソ連の内政問題であった一九八八年一月から一九九一年八月までの時期を扱う。カラバフ紛争の発端となった一九八八年二月のスムガイト事件や、同年一二月のアルメニア地震の報道を受けて、フランス国内世論や議会は急速に親アルメニア一色になっていく。一方で外務省は、議会の強い圧力があるながらも、ソ連の内政干渉を避け事態を注視する姿勢を維持する。

第三章では、ソ連の崩壊と共和国の独立によって、カラバフ紛争が国際問題の様相へと転じた一九九一年八月から一九九四年一二月までの時期を扱う。冷戦の終結によって国際政治の基底が大きく変わり、フランスはアルメニア及びアゼルバイジャンとの外交関係を開始する。議会が一貫してアルメニアの擁護を唱える中、フランスは多国間の枠組みである欧州安全保障協力会議〔以下、C S C Eと略記〕を利用して中立的な調停を試みることになる。

一 カラバフ紛争の起源とフランス

(一) カラバフ紛争の起源

カラバフ自治州が含まれる南コーカサスは、カスピ海と黒海の間位置する四八〇〇平方キロメートルの地域である。ヨーロッパ圏とアジア圏を結ぶ地理的な要衝がゆえに、ベルシャ、東ローマ帝国、ビザンツ帝国、オスマン帝国と、東西南北に出現した種々の文明がこの地域を覆ってきた。古来より多様な民族や宗教が入り組んできているため、そもそも民族の分布を元にした国境線の線引きが困難であることに留意しておく必要がある。

カラバフをめぐる対立の淵源は、一九世紀後半に遡る。ロシアで勃興した革命運動の影響は南コーカサスにも及び、民族自治の単位をめぐる民族間論争が沸き起こるようになった。一九〇五年のロシア革命とそれに伴うロシア帝国解体によって、一九一八年に南コーカサスでは三国（アゼルバイジャン・アルメニア・ゲルジア）が一時的に独立したが、その際カラバフの国境線画定をめぐって、アルメニアとアゼルバイジャンの間で紛争が発生した。独立後間もなくロシアの赤軍が流入し、一九二〇年にはアゼルバイジャンとアルメニアを占領してソヴィエト政権が成立する。これを受けてカラバフ問題は、一夜にして国家間の問題からソヴィエト体制内の問題に変質した。この時、共産党カフカース局は一九二〇年七月五日、前日に下したカラバフのアルメニア帰属の決議を覆し、アゼルバイジャン領内で自治を得る旨を決定した。¹⁷⁾これにより、アルメニア人にとってカラバフは「未回収のアルメニア」となった。

アルメニア人社会でカラバフ問題が再浮上したのは第二次世界大戦後の一九六五年四月二四日、ソヴィエト・アルメニアの首都エレヴァンで開かれたアルメニア人虐殺の五〇周年慰霊集会の時である。集会は大規模なデモに発展し、その中からトルコのアルメニア人居住地と並んでカラバフ自治州の併合を掲げるものが現れた。この事件をきっかけ

けに、「アルメニア人虐殺とトルコ系民族アゼルバイジャンの領内にあるカラバフの問題が結びつき」、アルメニア人の民族主義は高まっていった。また、両民族の歴史家の間でカラバフ支配の歴史的正当性に関する本が出版され、お互いが相手方こそが侵入者であるとレッテルを貼りあうことで自らの正当性を主張した。それぞれの主張は平行線をたどり、ソ連時代を通じて煮え切らない対立が続いていくことになる。¹⁹

(二) フランス国内のアルメニア人ディアスポラ

カラバフ紛争における大国の関与を語る上でしばしば注目されるのが、そこに住むアルメニア人ディアスポラとの関係だ。全世界に六五〇万人前後存在すると言われており、アルメニア共和国内の人口（約三〇〇万人）²¹よりも多い。OSCEのミンスク・グループにおいて共同議長国を務めるアメリカやフランスは、諸外国と比べて国内に多くのアルメニア人ディアスポラを抱えていることから、²²そのことがカラバフ問題でアルメニアを擁護していると批判される原因にもなってきた。

そもそもディアスポラとは、「出身国に対する強い親近感を持った移民集団一般」²³を意味する言葉だ。元来、ユダヤ人の経験を表す用語として使われてきたが、六〇〜七〇年代後半以降、より幅広い移民集団に使われるようになった。中でもコーエンは、ディアスポラを（1）犠牲者ディアスポラ、（2）労働ディアスポラ、（3）帝国ディアスポラ、（4）交易ディアスポラ、の四つのカテゴリーに分類している。²⁴このうち、アルメニア人は最初の犠牲者ディアスポラに当てはまる。その理由は、いうまでもなく一九一五年四月にオスマン帝国下で起きたアルメニア人虐殺である。²⁵この虐殺で、オスマン帝国に住んでいたアルメニア人の半数が命を落とし、生き残った人々は世界各地に離散した。

アルメニア人ディアスポラの歴史とフランスはどのように交錯しているのだろうか。フランスの親アルメニア派は、

キリキアン・アルメニア王国（一八九七―一三七五年）の最後の王がフランス人であったことなどを引き合いに、古くから歴史的・文化的紐帯を有していると強調するが、⁽²⁶⁾ 両国が密接に繋がりはじめたのは虐殺が開始された一九世紀末からである。フランスが国際連盟から委託を受け、キリキアの庇護国として虐殺の生存者を受け入れたことをきっかけに、一九一五年から一九二二年にかけて、八十一万人のアルメニア人難民のうち三十三万人がフランスに渡り、パリやマルセイユ、リオンなどに住み着いた。⁽²⁷⁾ フランスに移住したアルメニア人は、母国語での新聞雑誌の発行やアルメニア教会への参加を通じてアイデンティティを維持しつつも、多くはフランス社会に同化していった。⁽²⁸⁾ 現在では六〇万人いるアルメニア系フランス人の中で四〇万人がフランスで出生し、同国の経済界、文化界、政界など至る所でアルメニア系フランス人の活躍が見られる。⁽²⁹⁾

フランスはしばしば、カラバフ問題で「アルメニア臍貞 (Armenophile)」だと言われるが、親アルメニア派の世論は一九世紀末からすでに見られ始めた。きっかけは、アルメニアの知識人・チヨバニアン (Arshag Chobanian) が、一八九五年の虐殺でフランスに逃れた後、仏政治家に定期的に手紙を送り被害を訴えたことにある。後に首相を務めるクレモンソー (Georges Clemenceau) は翌年、虐殺の証言をまとめた最初の書籍で序文を担当した。また、フランスを代表する政治家・ジュールス (Jean Jaurès) も議会で言及した。⁽³⁰⁾ 戦後、トルコがオスマン帝国時代にアルメニア人虐殺が行われた事実を一向に承認しなかったため、フランスを含む世界各地のアルメニア人ディアスポラは移住先の政府に事実を認定してもらおうよう働きかけを始めた。在仏アルメニア人コミュニティは虐殺の追悼式や集会を開き、そこに地元の市長や国会議員を巻き込むことで、政府による事実の承認を試みた。⁽³¹⁾ その努力は功を奏し、一九八四年一月、ミッテラン大統領 (François Mitterrand) は歴代の仏大統領で初めて虐殺について言及した。ミッテランは、アルメニアの祭日に合わせてアルメニア系住民が多く住むリオン近郊の街を訪れた際、「あなた方を打ちのめした虐殺の痕跡を消し去ることは不可能だ」と声をあげたのである。これがきっかけとなって、二〇〇一年のシラク (Jacques

Chirac）政権時、先進国の中で初めてアルメニア人虐殺の歴史的事実を確認する立場を表明した。⁽³³⁾

フランスがアルメニア人虐殺に関する議論をリードしてきた背景には、共和国建国の理念として据えられている「人権」への意識が関わっている。フランスの親アルメニア派は、一九二三年のローザンヌ条約で、フランスをはじめとする大国がアルメニアの独立を取り消したことに羞恥心を抱いてきた。「人権発祥の国」としての自覚が、虐殺で人権を著しく侵害されたアルメニア人を助けなければならないと一部のフランス人を駆り立てたとも言える。⁽³⁴⁾

しかし、共和国の理念に端を発した親アルメニア的な行動が、直ちにカラバフ紛争にも通じると解釈するのはいささか早合点である。そもそも、共和国は、普遍的な個人主義の下に国民を統合するとの理念で成り立っており、外交政策において特定の民族集団を優遇することができない。また、移民大国フランスにおいて、アルメニア出身者はフランスの全人口数の〇・五%にも満たない。⁽³⁵⁾一方で、トルコ出身者は三・五%に上り、アジア圏からフランスに来る移民の中でも抜きん出ている。⁽³⁶⁾それゆえ、国内に「多く」いるアルメニア系フランス人によるロビイングを理由に、フランス外交を親アルメニア的とみなすには限界がある。第三章で後述するように、フランスは一九九二年、カラバフ紛争で起きた人道危機に対し人道援助のイニシアティブをとったが、その際もあくまで無差別的な支援を届けるためだと説明した。⁽³⁷⁾

また、フランスがアルメニア人に強い同情心を抱いていたとしても、国際政治でアルメニア人擁護を殊更に押し出せる状況になかった。カラバフ紛争が起きた一九八八～一九九四年は、冷戦の終結期という地殻変動の真ただ中にあり、その中でフランス外交は対ソ関係や欧州秩序の変動に対応しなければならなかったからだ。ソ連が現存していた一九八八～一九九一年は、カラバフ問題はソ連の内政問題であった。C S C E の場において東西ブロック間の内政不干渉を確認し合っていたこともあり、そもそもカラバフ紛争に口出しできなかった。また、ゴルバチョフと良好な関係を築いていたミッテランは、ゴルバチョフ体制を支持することで、欧州での変動に対応しようとしていた。

冷戦構造の崩壊によってカラバフ紛争が国家間紛争に様変わりした後、フランスをはじめとする欧米諸国は、紛争の周辺国への拡大、とりわけイランの介入を懸念していた。地域紛争への発展を避けるためには、イランを除く関係各国が協同して調停する必要があった。安全保障上の観点を踏まえた上で、欧米諸国・ロシア・トルコを含みつつイランを除外したCSCCEが、調停役及び平和維持活動の役割を担う機構として浮上した。英米主導の北大西洋条約機構〔以下、NATOと略記〕への依存を嫌うフランスにとつて、CSCCEの機能の強化は好ましい流れでもあった。

以上のように、欧州政治環境の変動期にあつて、ミッテラン政権は外交の場でアルメニア人擁護を前面に押し出すことはなかった。外務省の具体的な対応については、第二章以降で詳述する。

二 国内問題としてのカラバフ紛争

(一) 親アルメニア勢力の活性化

1 カラバフ問題の表面化

一九八五年三月にソ連共産党書記長として選出されたゴルバチョフは、翌八六年から八七年にかけて、ペレストロイカ（建て直し・改革）とグラスノスチ（情報公開）を始動する。開始当初は経済改革が中心で、政策の影響は限定的であった。しかし一九八八年前半に政治改革に力点を移した後、ペレストロイカがソ連の民族問題や連邦制問題にも広がり、ソ連内の共和国内で民族主義が一斉に高揚していった。³⁸

前章でも見たように、とりわけカラバフは一九二〇年以降、アルメニアへの移管要求が断続的に起きていた。そうした背景から、ゴルバチョフ時代に入ってから比較的早い時期から、バルト三国やグルジアと並んで大衆運動が始

まっていた。⁽³⁹⁾ 実際には、一九八六年春ごろにはすでに「ナゴルノ・カラバフおよびアルメニアで請願の署名集め、地方ソヴェトでの討論、モスクワへの代表派遣などが行われていた」という。⁽⁴⁰⁾ また、一九八七年八月にカラバフのアルメニアへの編入を求める七万五〇〇〇人の署名入りの手紙が、ゴルバチョフに送られた。⁽⁴¹⁾

一九八七年一月には、アルメニア人経済学者でゴルバチョフの経済顧問を務めていたアガンベギャン（Abel Aganbegyan）が、フランスでアルメニア人の集会に参加した際、「ナゴルノ・カラバフがアルメニアのものとなることを望む、経済的にはナゴルノ・カラバフはアゼルバイジャンとよりもアルメニアの方に緊密に結びついている」と述べ、その発言がフランス共産党紙『ユマニテ』に掲載された。これがソ連内に知れ渡ると、アゼルバイジャン側もそれに反応する形で、敵対意識が高まっていた。⁽⁴²⁾ むろん、フランス政府はこの時の集会になんら関与していないが、奇しくもフランスの地で両民族の対立悪化の火種が生まれたのであった。⁽⁴³⁾

当初、平和的かつ合法的な形で盛り上がりを見せていた民族運動は、一九八八年に入って暴力化を始めた。自治州では五〇〇〇人以上が集まる大衆集会が開かれ、エレヴァンに波及したデモは一〇〇万人にまで膨れ上がった。⁽⁴⁴⁾ カラバフ自治州ソヴェトの代表は二月二〇日、カラバフをアルメニアに帰属変更するよう、アゼルバイジャン・アルメニア両共和国最高会議に訴える行動に出る。⁽⁴⁵⁾ その二日後、これに反発した自治州のアゼル人がカラバフの州都・ステパナケルトまで抗議デモ行進を行っていたところ、途中でアルメニア人住民と衝突し、アゼル人死者二名と、両民族合わせて四五名の負傷者が生じた。⁽⁴⁶⁾ さらに二八日には、アゼルバイジャン共和国の首都近郊にある第二の都市・スムガイトで、数十人の死者（その多くはアルメニア人）と数百人の負傷者を出す衝突事件が発生する。⁽⁴⁷⁾ いわゆるスムガイト事件は、両共和国及びソ連中央に衝撃を与え、カラバフ紛争の暴力化の契機として記憶されることになる。

2 フランスでの反応

熱を帯び始めたソ連邦内での民族運動は、フランスではどの程度関心を持たれていたのだろうか。一九八七年以前

は、少なくともフランス国内ではほとんど注目されていなかった。例えば、一九八六―八七年の仏紙『ル・モンド (Le Monde)』で「ナゴルノ・カラバフ」と検索しても、一件もヒットしない。「アゼルバイジャン」の関連記事は三件、「アルメニア」のそれは六八件で、主にアリエフ (Heydar Aliyev)⁽⁴⁹⁾ の健康状態や退陣、アルメニア秘密解放軍、ソヴィエト・アルメニア共和国に残されたアルメニア系フランス人に関する記事であった。在仏アルメニア人向けの仏語雑誌『アルメニア (Armenia)』においても、一九八七年以前の内容はオスマン帝国によるアルメニア人虐殺やトルコの欧州共同体「以下、ECと略記」の加盟問題に関する話題が中心で、カラバフという用語さえほとんど出てきていない。フランスの国民議会で提出された公開質問状も、もっぱらアルメニア人虐殺の事実承認に関することであった。

しかし、一九八八年二月末に起きたスムガイト事件の一報が入ると、在仏アルメニア人の間でもカラバフをめぐる対立に注目が集まるようになり、それはデモという目に見える形で現れるようになった。スムガイト事件が起きた直後、雑誌『アルメニア』の三・四月号ではカラバフの特集号を三二ページにわたって組み、自治州の歴史や、昨年以降の動向、世界各地のデモ活動の様子を写真付きで詳細に記載している。それによると、スムガイト事件が起きる三日前の二月二五日の時点ですでに、フランスのアルメニア使徒教会の聖職者であるナカチアン (Khd Neachian) が主導し、パリのソ連大使館前でデモを行っていたという。また同じ日には、アルメニア人が駐仏ソヴィエト大使に建議している。⁽⁵²⁾ その翌日には、アルメニア人向けのラジオ AYP の中で、カラバフから帰還した人が「トルコ系アゼル人が多数派を占めるカラバフの町では、アルメニア人が攻撃された」との最初の証言が放送された。

スムガイト事件以降フランスでは、様々なアルメニア人のコミュニティが抗議活動を行うようになる。三月二日、アルメニア人コミュニティの代表とアルメニア使徒教会は一万一〇〇〇〜一万二〇〇〇人をパリの共済組合会館に集め、カラバフのアルメニア人への支持を呼びかけた。⁽⁵⁴⁾ また、アルメニア系の三つの政党は、三月二六日に「シベリア

のような寒さ⁽⁵⁵⁾」の中、三〇〇〇〜四〇〇〇人規模⁽⁵⁶⁾のデモを、六月二十五日には三万人のデモをいずれもパリのソ連大使館前で敢行した。⁽⁵⁷⁾

在仏アルメニア人らの訴えは、程なくしてフランスの政界も巻き込むようになった。スムガイトでの事件から一月も経たないうちに、フランスの国民議会ではアゼルバイジャンとアルメニアでの出来事の説明を求める初めての質問状が、デモが行われた三月二一日に提出された。⁽⁵⁸⁾ 四月には、ナカチアンが当時農業大臣を務めていたロカール (Michel Rocard: 翌月から首相に就任) と対談し、両共和国ソヴェイエトにおける状況を伝えた。⁽⁵⁹⁾ また六月二六日、アルメニア人の芸術家らがエツフェル塔を望むトロカデロ広場でアルメニア人への連帯を訴えた際、当時の文化相も駆けつけた。⁽⁶⁰⁾

フランス外務省は、カラバフ情勢に関する質問に対して、一〇月になって初めて回答している。⁽⁶¹⁾ 質問状が提出された頃、ソ連内部では、アルメニアやカラバフ自治州の最高議会における編入決議の可決に対し、ソ連首脳部がアゼルバイジャン領内に留める決定を下すなど、帰属変更をめぐる動きが活発になり始めていた。また、ソ連首脳部の煮え切らない決定は両共和国で民族ナショナリズムを刺激し、七月頃にはアルメニア全国民運動が、八月頃にはアゼルバイジャン人民戦線が形成された。⁽⁶²⁾ 質問状を提出した、ミッテランと同じ社会党の議員は、こうした状況を「カラバフに住む人々の…引用者注」民族自決の尊重に反している」として、外務省に対し、政治的解決を見出すためにソ連当局に介入するのかと問うている。これに対する外務省の返答には、二つの重要な立場が見られる。一つ目は、内政不干渉の立場を打ち出している点だ。外務省は、緊張関係を悪化させないためにも、「他国の主権の内政に介入せず事態を用心深く見守る」と述べた。カラバフ問題はあくまでソ連の国内事情であり、フランスが介入する余地はないとの見解を示したのだ。二つ目は、人権と民族自決を尊重するために、二国間関係の枠組みと並行して、多国間の枠組みの中で外交的解決を図りたいと主張している点だ。回答の中では、「とりわけウィーンでのCSCCEの枠内です」と

述べている。実際にC S C Eがカラバフ問題解決の枠組みとして本格的に活用され始めたのは一九九二年一月になってからのことだが、仏外務省は一九八八年一〇月の時点ですでに、東西ブロック間の対話の場であったC S C Eを紛争解決のフレームワークとして想定していたことがうかがえる。

その後九月から翌年二月にかけて、四名の議員がソ連当局に対し行動をとるよう求めたが、外務省はそもそも議員の質間に対して翌年五月まで返答しなかった。⁽⁶³⁾この間、一九八八年五月に再選したミッテラン大統領は、一月二五～二六日にソ連を訪れ、七時間以上に及ぶゴルバチョフ大統領との会談の中でカラバフ情勢について触れてはいる。⁽⁶⁴⁾会談後の記者会見でミッテランは、ゴルバチョフと人権に関して率直に意見交換を行ったと述べているが、カラバフ情勢は数ある議題の一つに過ぎなかったと推測される。⁽⁶⁵⁾この時、アルメニアから約一四万人のアゼルバイジャン人が、アゼルバイジャンからは約一六万人のアルメニア人が流出していた。⁽⁶⁶⁾

(二) アルメニア地震と親アルメニア感情の高まり

一月半ばかり一二月にかけて、アゼルバイジャン各地で大衆集会やデモ、ストライキなどが続いていた。カラバフ自治州をめぐる民族間対立が深まる中、フランスにおける親アルメニア世論がさらに高まるきっかけとなる出来事が起きた。それは、一九八八年二月七日にアルメニア共和国北西部の都市・スピタクで発生したマグニチュード六・九の地震である。この地震で、スピタクの住民の約半数が死亡し、街は壊滅状態となった。地域全体では、少なくとも約二万五〇〇〇人の死者と一三万人の負傷者を生み、さらに五〇～七〇万人が家を失うという甚大な被害をもたらした。⁽⁶⁷⁾ソ連国内で災害が起きたとの一報は諸外国に伝わり、二日後にはソ連当局の要請を受けて、フランスやアメリカ、⁽⁶⁸⁾イギリス、西ドイツ、イスラエル、日本などを含む七〇カ国以上の援助部隊が次々現地に入った。⁽⁶⁹⁾中でもフランス政府は、一二月九日から一〇日にかけて、三三五名の支援部隊と五五匹のレスキュー犬をいち早く派遣したが、

これは諸外国のそれと比べても規模が大きいのだった。⁽⁷⁰⁾

アルメニア地震は、一見カラバフ紛争とは直接的に関係のないように思えるが、この災害を機に、フランス国内のアルメニア人ディアスポラがこれまで以上に団結し、アルメニア人としてのナシヨナリズムが高まったという点で無関係ではない。地震発生の翌日、南部の都市・マルセイユにある教会で開かれた集会は満員になり、中には地震発生前に行われたデモには参加してこなかったアルメニア人もいたという。⁽⁷¹⁾ フランスのアルメニア教会は「S・O・S・アルメニア (S.O.S. Arménie)」を、アルメニア革命同盟 (ダシナク党) に近い人々は「青十字 (la Croix bleue)」と呼ばれる支援団体を通じて、フランス各地から届く物資や支援金の窓口となり、一九八九年二月一〇日までの約二カ月間でマルセイユ地域だけで実に五〇〇万フラン (二億円に相当) にも及ぶ支援金を集めた。また、アルメニア系フランス人で、国民的歌手・アズナヴール (Charles Aznavour) も、自身の名前を冠した支援プロジェクト「アルメニアのためのアズナヴール (Aznavour pour l'Arménie)」を立ち上げ、支援のイニシアティブをとったことで知られている。こうした状況にフランス外務省も「国内のアルメニア人コミュニティは類い稀な連帯をもたらした」と観察している。⁽⁷²⁾

また、この地震により、フランス国内でアルメニア人の不幸にスポットライトがあたり、親アルメニアの世論が高まる契機となった。仏紙『ル・モンド』が地震発生の翌日から一二月末にかけて、現地や在仏アルメニア人の支援の様子、政府の援助について連日のように報道したことから、アルメニア地震がフランス社会で一定程度関心を集めたと言える。またパリ市が、地震から二日後の金曜日に援助を呼びかけたところ、日曜日には四〇〇トンもの支援物資が集まったという。⁽⁷⁴⁾ 当時のパリ市議会議員は、「パリ市民の団結に最も心を動かされた」と回顧している。⁽⁷⁵⁾

フランスでアルメニア人への連帯意識が強まる一方、現地では、不幸にも自然災害が両民族の敵対感情を煽る要因となっていた。アゼルバイジャン人が救援物資輸送を妨害し、「地震はアッラーの神がアルメニアを懲らしめたのだ」との声も聞かれたという。こうした動きをうけて、フランス国内の五つのアルメニア人団体は一二月下旬、「カラバ

フ自治州に住むアルメニア人が日常的に命を脅かされており、暴力の目的はアルメニア人運動の弱体化とカラバフの脱アルメニア化に違いないと憂慮している」と記した共同書簡を『ル・モンド』に寄稿している。

(三) 仏外務省の慎重姿勢

1 一九八九〜一九九〇年、対立関係の悪化

アルメニア人は当初、カラバフ自治州のアルメニアへの帰属変更を合法的な形で訴えてきたが、ソ連首脳部からもアゼルバイジャンからも認められることはなかった。一九八九年九月にはアゼルバイジャンが主権宣言を行い、その中で「ナゴルノ・カラバフはアゼルバイジャン共和国の不可分の一部」と述べた。これに対しアルメニア共和国最高会議とカラバフ民族評議会は一二月、アルメニアと自治州の再合同の決議を共同採択し、アゼルバイジャンの反発を招いた。こうして一九八九年末以降、アルメニアとカラバフ自治州は帰属変更の既成事実化を「自ら」試み、他方でアゼルバイジャンはそれを否定するといったように、両者間の対立の構図が鮮明になっていった。この時点で、アゼルバイジャン人の難民は三三万人、アルメニア人は一七万人にまで膨れ上がっていた。⁽⁷⁹⁾

一九九〇年に入ると、アゼルバイジャン各地で大掛かりなアルメニア人へのボグロムが発生する。一月一九・二〇日には、ソ連軍と内務省部隊が一〇〇人前後のバクー市民を無差別に殺害した「黒い一月事件」が発生した。⁽⁸¹⁾ アルメニア人を十分に保護しなかったソ連軍に対する不満から、アルメニア国内では民兵組織「アルメニア国民軍」が結成され、三月末から自治州内やアゼルバイジャンの飛び地・ナヒチェヴァン自治共和国との国境地帯でアゼルバイジャン人の村を襲撃し、さらにソ連軍の駐屯地を攻め入った。⁽⁸²⁾

両共和国では、暴力が蔓延するだけでなく、排外的なナシヨナリズムも目に見える形で高まっていった。八月四日にはアルメニア最高会議選挙でアルメニア全国民運動が共産党に勝利し、テル・ペトロシヤン (Levon Ter-Petrosyan)

が議長に選出される。さらに同月二三日には主権宣言を行い、翌日には国名及び国旗に関する法律が採択される。他方、アゼルバイジャンにおいても反モスクワ感情が高まり、年末には国名から「ソヴィエト民主主義」の名称を外し、独立期（一九一八―一九二〇年）の旗を復活させるに至った。

2 フランスでの反応

一九八八年末のアルメニア地震に対し、地域から国政レベルまで積極的なアルメニア支援が行われる中、フランスの国民議会議員は前年にも増してカラバフ情勢に注目するようになった。二月には、アルメニア人が多く住む町から選出された二名の国民議会議員が、アルメニアを訪問し、地震の支援物資を届けると同時にスムガイト事件の一周年記念式典に参加している⁽⁸⁴⁾。国民議会では、一九八九年一〇月から九〇年二月にかけて、少なくとも八名もの議員がカラバフ紛争へのフランス政府の介入を求める声を発している⁽⁸⁵⁾。

また国内のアルメニア人コミュニティの間では、アゼルバイジャンやソ連当局を批判するデモが断続的に行われていた。一九八九年七月四日、ゴルバチョフ大統領がフランスを訪問した際には、三〇〇〇人余りがソ連大使館の前で抗議活動を行った⁽⁸⁶⁾。一〇月一七日には、アゼルバイジャンに対し経済封鎖の解除を求める二〇〇〇〜四〇〇〇人規模のデモがバリのトロカデロ広場で行われ、歌手のアズナヴールも参加している⁽⁸⁷⁾。一九九〇年一月一日には、マルセイユに住むアルメニア系住民がソ連領事館の前で抗議活動を行うと同時に、在仏アルメニア人の代表はデュマ外相（Roland Dumas）と面会し、ソ連当局に対してフランスが介入するよう求める書簡を提出した⁽⁸⁸⁾。これを受けて、デュマ外相は二〇日、シユワルナゼ露外相（Eduard Shevardnadze）との対談の折に「アゼルバイジャンとアルメニアで起きている出来事がフランスで痛ましく受け止められている⁽⁸⁹⁾」と説明した。

カラバフ情勢への介入を求める国内の声が大きくなる一方で、外務省の行動はそれに呼応するものではなかった。むしろ介入という選択肢から距離を取り、事態を注視するという姿勢を取り続けた。一九八九年一〇月から九〇年二

月にかけて提出された八つの質問状に対して、外務省は四月九日、同一の内容でまとめて返答している。その内容も、先述した一月の仏ソ外相会談について触れる以外、政府はカラバフにおける複雑で深刻な状況を認識し、「在仏アルメニア人コミュニティの感情に深く心を寄せている」と述べるにとどまっている。五月から七月にかけて、四名の議員が外務省の具体的な行動を問い質しており、中には議員による調査団を派遣するべきではないかという意見も出された。⁽⁹¹⁾しかし、外務省は「必要になれば、ソ連当局に対して調査団の派遣する用意がある」と回答するだけだった。一九九〇年五月二五日、ミッテランとゴルバチョフは七度目となる首脳会談にモスクワで臨んだ際、カラバフ情勢についても触れた。しかし、国際情勢が目まぐるしく動く中で、二人の関心はカラバフ紛争以上に、ソ連全般の政治経済状況やドイツ東西統一に向けられていた。⁽⁹²⁾ミッテランの側近が書いたこの時代の外交に関する本や、デユマ外相の回顧録にもカラバフ紛争の記述は登場しておらず、そのことはミッテラン外交の中でカラバフ紛争の優先順位が低かったことを示唆している。⁽⁹³⁾

3 一九九一年前半、紛争の激化

一九九一年に入ると、アゼルバイジャンが攻勢を強め、カラバフ情勢は一層緊迫化していく。理由の一つは、ソ連内務省軍とアゼルバイジャン内務省特務警察隊が四月末に開始した「円環作戦」と呼ばれるアルメニア人民兵の掃討作戦だ。アゼルバイジャンは、カラバフ自治州の北側に位置するシャウミヤノフスク地区及びハンラル地区を急襲し、住民をカラバフ自治州の首都やアルメニアに強制的に移住させた。⁽⁹⁴⁾こうした事態に対し、ゴルバチョフは七月四日に秩序回復を宣言したが、一時的な措置に過ぎなかった。

アルメニア人がアゼルバイジャン軍及びソ連軍から攻撃を受けたとの情報がフランス国内で報道された後、フランスの世論は急激に親アルメニアに傾いた。『ル・モンド』は「アルメニアを助けよ！」と題した社説の中で、ソ連当局とアゼルバイジャンの行動を批判し、「ソヴィエトの野蛮さを非難し、食い止めなければならない」と主張して⁽⁹⁵⁾

る。さらに、これまでの反応と異なる点といえば、ゴルバチョフを支持するミッテラン大統領に対して非難の声が表出したことだ。五月六日、ミッテランはロシアに数時間立ち寄った際に、ゴルバチョフとの対談の中で彼への支持を確めたのだが⁽⁹⁷⁾、それを知った国内の親アルメニア派はその二日後、ソ連の軍事活動とミッテランを非難する一五〇〇〜二〇〇〇人規模の抗議活動をパリで実施した⁽⁹⁸⁾。ミッテランを疑問視する声は、彼の所属する社会党の中からも見られ、国際関係の事案を担当する社会党のギドニ議員 (Pierre Gudin) は、ソ連軍のアルメニア侵攻を「断固反対」すると述べた。

4 議会及び外務省の相違

フランスの国民議会では、五月二〇日から六月三日という短い期間で四人の議員が「円環作戦」を取り上げ、外務省に見解を求めている⁽¹⁰⁰⁾。そのやりとりを見ると、カラバフ紛争に対する議員と外務省の立場の違いが分かりやすく表れている。例えば公開質問状を提出した議員の一人は次のように述べている。

「ソ連軍による『引用者注』行動は、基本的人権を無視したものであり、過去にアルメニア人が辛酸を嘗めた虐殺を想起させるものである。殉教の民が再び非理性的な独裁体制の被害者とならないために、国際社会および人権の国であるフランスには、そもそも結末する義務がある⁽¹⁰¹⁾。」

しかし、このような議員の必死の訴えにも、ミッテランがカラバフ紛争に介入することはなかった。むしろミッテランは、ソ連の崩壊直前まで内政不干渉の立場を貫き、ゴルバチョフの行動を支持し続けた。前述の質問状に対して、外務省は、フランスがカラバフ情勢に憂慮を示すことはできるが、「法的な執行力を持つソ連に反論することはできない⁽¹⁰²⁾」と明言している。デュマ外相は、二〇年後の二〇一〇年に行われたインタビュの中で、なぜアルメニア人へ

のボグロムに口出しをしなかったのかと問われた際、次のように語っている。

私の立場は、——ルーマニアに対して行った宣言を除いて——とても明白で厳格であった。すなわち、「アゼルバイジャンにおけるアルメニア人へのボグロムや、バルト三国やグルジアでの抑圧」引用者注」の動きに介入しないということだ。(…) 歴史的な教訓から、我々は「主権国家の…引用者注」中央権力に勝るものはないとの考えに依拠している。⁽¹⁰⁾

なぜフランスは、ここまでソ連内政に対して不干渉の立場を貫き、最後までゴルバチョフの行動を支持し続けたのだろうか。そもそも前提として、長年にわたるC S C Eプロセスで東西ブロック間の内政不干渉の原則が確立されていたことに留意しなければならない。⁽¹⁰⁾

しかし、内政不干渉という国際法上の一般原則以上に、フランスはソ連を、欧州秩序を維持する上での重要なパートナーとみなしていた。それは、バルト三国の独立を支援したアメリカや、早い段階でゴルバチョフに見切りをつけエリツインと関係を持ったイギリスとは異なるものだった。⁽¹⁰⁾ 一九九〇年一〇月には仏ソ友好協力条約に調印し、五〇億フラン(一二五億円に相当)に上る融資を行うことで合意した。⁽¹⁰⁾ さらにソ連崩壊直前の一〇月末、ミッテランはゴルバチョフを私邸に招待した後の会見で「我々が相手にするのはソ連だ」と明言している。ミッテラン政権は最後まで、ゴルバチョフ体制を支持することこそが欧州秩序の流動を食い止めると考えていたのだ。それほどまでに、ミッテランはソ連の全権を持つゴルバチョフに全幅の信頼を置いており、彼のゴルバチョフ支持は確固たるものだった。⁽¹⁰⁾

また、東欧諸国の独立や東西ドイツ統一で欧州が揺れ動く中、ミッテランとゴルバチョフがお互いに似たような欧州秩序構想を抱いていたことも、当時の仏ソ関係を考える上で重要であろう。ミッテランは一九八九年一二月末、欧

州諸国の平和と安全を担保するため、C S C Eのヘルシンキ合意に基づいた新たな「欧州連邦（Confederation européenne）」⁽¹⁰⁾構想を発表した一方、ゴルバチョフは少し前の同年七月に、フランスのストラスブールで「欧州共通の家（общеевропейский дом）」⁽¹¹⁾構想を唱えていた。双方の構想とも、ソ連を含んだ欧州が中心となって新しい秩序形成を志向していた点で通じるものがあつた。両者は、その現実的な一歩としてC S C Eの強化に乗り出し、一九八九年二月六日のキエフでの仏ソ会談では新しいC S C Eプロセスを進めていくことで意気投合した。ミッテランは同月二一日、パリでC S C E首脳会談を開くことを提案し、一年後の一九九〇年一月二一日にはC S C Eパリ憲章の採択として結実することになる。

ミッテランとゴルバチョフは、個人的な信頼関係を築き、お互いに支え合いながら、激動する冷戦末期を乗り越えようとしていた。そのことは、「ミッテラン大統領との相互理解や協力関係のレベルは、政治的かつ人間的な見地からしても、実に唯一無二である」⁽¹²⁾とのゴルバチョフ自身の言葉にもにじみ出ていた。だからこそミッテランは、国内のアルメニア人擁護を求める声にもかわらわず、ソ連が一二月に崩壊するまで、カラバフ紛争へ口出ししない姿勢を貫いたのである。

三 国際問題としてのカラバフ紛争

(一) 当事国との外交関係の樹立

1 両共和国の独立承認

一九九一年八月下旬、もはやソ連の崩壊に歯止めが効かなくなっていた。八月クーデターが失敗すると、ソ連共和

国は次々に独立を宣言する。アゼルバイジャンでは、八月三〇日に独立宣言がなされ、ムタリボフ (Ayaz Mutalibov) が九月八日の国民投票で大統領に選出された。アルメニアは、九月二一日にソ連からの独立を宣言し、一〇月一七日にはテル・ペトロシヤン最高会議議長が大統領に就任した。ソ連崩壊に伴う両共和国の独立は、カラバフ紛争の構造自体を内政問題から国際問題へと大きく変えていくこととなる。

フランス国民議会のロシユプロワンヌ議員 (François Rochelande) は、アルメニアの独立宣言の瞬間に現地で居合わせていた。「私はフランス国民議会の代表者として、国民投票に関する協議の行方を見守った。私は、大多数のアルメニア人が独立を支持していることに象徴的な力を感じた。(…) 自由がアルメニア国民と一体となった瞬間であった⁽¹³⁾」と回想している。帰国して一カ月後、ロシユプロワンヌ議員は質問状を出し、「今日四〇万人近いアルメニア人コミュニティを抱え、アルメニア人と緊密な繋がりを持つフランスは、アルメニア共和国を正式に承認する用意ができて⁽¹⁴⁾いるか」と政府に投げかけた。別の議員もまた、独立の承認時期を問う質問状の中で、次のように訴えている。

アルメニアに対して、フランスは特別な責務がある。実は、キリキアン・アルメニア王国の最後の王(レヴォン六世…一三七四―七五年)はフランス人で、「パリ北部郊外の…引用者注」サン・ドニの大聖堂に埋葬されている。加えて、国際連盟から受諾されたフランスは、ヴェルサイユ条約を理由に、キリキア(もしくは小アルメニア)の庇護国となり、虐殺から生き残った何万人もの人をフランス本土に受け入れた。我が国はアルメニア国家の独立を承認する最初のヨーロッパの国として果たす義務があり、それが誇りとなるだろう⁽¹⁵⁾。

こうした親アルメニア派の仏議員による主張は、彼らが歴史的な繋がりや責務を理由に、いかにアルメニアを重要視しているかを端的に表している。独立の承認に関する質問状はもっぱらアルメニア関連が大半を占めており、アゼ

ルバイジャンは愚か、ほかの旧ソ連諸国のものもほとんど見られない。そのことから、フランスの国民議会がアルメニアの独立に一段と高い関心を抱いていたことがうかがえる。⁽¹⁶⁾

一方の外務省は、こうした国内の声に呼応して東欧及び旧ソ連諸国の承認に即座に動いたわけではなく、ほかのEC諸国と足並みを揃えた対応を迫られていた。その背景の一つには、時を同じくして進められていた欧州の統合プロセスがある。EC諸国は一九九二年二月、二〇年もの歳月をかけて欧州統合をマーストリヒト条約という形で結実させる。マーストリヒト条約では共通外交・安全保障政策が初めて導入されたが、旧ソ連諸国の独立承認の時期はまさにその条約締結のタイミングと重なっていた。フランスを含む一二のEC加盟国は、二月一六日に「東欧および旧ソ連の新生国家の承認に関するガイドライン」を採択することで歩調を合わせた。⁽¹⁷⁾ 独立の承認を問う質問状に対して外務省が返答したのは、条約が締結された後の翌年三月になってからのことだった。

二月三十一日、六九年に及んだソ連邦は幕を閉じ、一五の構成国はそれぞれ独立国家として再出発することとなった。それに伴い、カラバフ紛争はソ連の内政問題から、新たな国境線をどのように引くかという歴とした国家間の問題へと性格を変えた。⁽¹⁸⁾

2 二国間関係の開始

フランスは早速、アゼルバイジャンと翌年二月二一日に、⁽¹⁹⁾ またアルメニアと同月二四日に正式に外交関係を樹立し、双方と二国間関係を開始する。⁽²⁰⁾ アゼルバイジャンの独立承認がトルコに次いで二番目であったこと、諸外国に先んじてアルメニアに大使館を開いた事実からも、フランスがいち早くコーカサス諸国に関与し始めたことがわかる。

両国と外交関係を樹立した後、フランスは両国とイかにして二国間関係を進めていったのだろうか。対アルメニア関係に関しては、一九九二年二月になって正式に外交関係を結んだとはいえ、独立前の一九九一年初頭からすでに「プラグマティックに」⁽²¹⁾ 関係の構築がなされていた。テル・ペトロシヤン大統領は、八月クーデターの直前の五月下

旬にフランスを訪れ、ミッテラン大統領とデュマ外相と面会している。同時に、シラクをはじめとする三人の前首相とも顔を合わせ、フランスとの間に経済協力関係を築きたいことも伝えた。⁽¹²⁾これは、独立直後の一九九二年三月に「友好・相互理解および協力協定」⁽¹³⁾を調印することで結実する。両国は一九九一年以降、大統領レベルでは年二回、外相レベルでは年三回の頻度で交流を続けた。また、アルメニア議会の議長も二度訪仏するなど、両国の議会間の協力も構築された。⁽¹⁴⁾

他方、アゼルバイジャンとの関係に目を向けると、対アルメニア関係ほど始めから積極的な関係構築が行われたわけではなかった。その理由の一つとして、一九九二年から一九九三年にかけて、ムタリボフ大統領と人民戦線の対立やクーデターで内政が混乱しており、アゼルバイジャン側が外交に力を注ぐ余裕がなかったことが考えられる。両国の外交関係が軌道に乗ったのは、一九九三年一〇月にアリエフ政権が誕生してからのことである。現に、在仏アゼルバイジャン大使館のウェブサイトを見ても、二国間関係の年表が同年一月のアゼルバイジャン外相の訪仏から記載されている。一二月、新しく大統領に就任したアリエフは初の外遊先としてフランスを訪問し、翌年一〇月にアゼルバイジャンがフランスに大使館を開設した。他の欧米諸国を参照しても、アリエフ政権になってから対アゼルバイジャン関係の構築が本格化している。⁽¹⁵⁾

(二) 紛争の国際問題化

1 カラバフ紛争の国際問題化

ソ連邦が音を立てて崩れる中、カラバフ自治州をめぐるアゼルバイジャン人とアルメニア人の対立も深刻化していた。一九九一年一月上旬、アゼルバイジャン経由でアルメニアが供給していたロシアの天然ガスを、アゼルバイジャンが遮断したためである。アルメニアのテル・ペトロシヤン大統領は当初、カラバフ情勢への介入には消極的だっ

た。しかし、アルメニアの燃料事情が悪化したことで国内の反アゼルバイジャン感情が急激に高まり、好戦的な態度へ転換した。アルメニア国民軍は、「円環作戦」で占領されたカラバフの北部地域の奪還作戦を開始し、アゼルバイジャンの軍機を攻撃し始めた。一月二〇日にはアルメニア民兵の攻撃で、アゼルバイジャンの首相や内相などが乗ったヘリが墜落する事件が起きる。これを受けて、アゼルバイジャン政府は五日後、アルメニア方面への鉄道や通信を遮断し、エネルギーや水の供給も制限することで経済封鎖に追い討ちをかけた。さらに二日後の二七日、アゼルバイジャン最高会議は自治州を廃止する。これに対して二月一〇日、カラバフで住民投票が行われ、アゼルバイジャン人によるポイコットを横目に、アルメニア人の圧倒的多数が独立に賛成した。そして翌一九九二年一月六日、カラバフ自治州はアゼルバイジャンからの独立を宣言した。このようにソ連内務省軍が撤退し対立を制御する手立てがなくなる中、対立は決定的となり、全面戦争へと移行していった。

アルメニア・アゼルバイジャン両共和国が独立したことにより、カラバフ紛争がソ連の内政問題から国家間紛争に近い様相へと転じたわけだが、その内実は複雑であった。何故ならば、紛争関係国（カラバフ自治州民、アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国）が紛争に対してそれぞれ異なる姿勢を取っていたからである。アルメニア系のカラバフ自治州民は、アゼルバイジャンからの独立のために戦っていた。一方でアルメニアは、カラバフ自治州民に武器支援をしていたものの、カラバフ紛争をあくまで「自治州民対アゼルバイジャン」の争いであると捉え、直接的な紛争の当事者とは認めていなかった⁽¹⁷⁾。それゆえ、アゼルバイジャン（及びトルコ）による国境封鎖はアルメニアに対する不当な攻撃だと主張した。アゼルバイジャンは、カラバフ自治州は武装集団であり、「それを支援しているアルメニア対アゼルバイジャン」が真の紛争の構図だと考えていた⁽¹⁸⁾。

フランスをはじめとする欧米諸国は、カラバフ紛争がソ連の内政問題でなくなった以上、近隣諸国が関与し始め、紛争の影響が地域全体に波及する恐れを抱いていた。とりわけ、カラバフ紛争にトルコやイランのような地域大国が

関与する可能性が高く、欧米諸国からすると懸念すべき状況にあった。NATO加盟国であるトルコが、ロシアの裏庭で起きているカラバフ紛争に直接介入するとなれば、間接的とはいえNATOはロシアと対峙せざるをえなくなる。また、アルメニアとアゼルバイジャンと国境を接するイランが介入すれば、ロシアやトルコの国益を脅かすことになり、紛争がますます拡大し複雑になる。⁽¹²⁾とはいえ、西側諸国が単独で、あるいはNATOの枠組みを用いて旧ソ連諸国の紛争に介入することは、挑発的で危険を伴う行為でもあった。⁽¹³⁾

そうした中で、カラバフ紛争の解決を話し合う場として浮上したのが、イランを除外した欧米諸国・ロシア・トルコで構成されたCSCEである。もともとCSCEは、冷戦構造が依然として自明であった一九七五年に、東西ブロックが一堂に会する政府間フォーラムの場として形成され、八〇年代を通じて核兵器や人権などに関わる議論をめぐって漸次的に発展してきた。そこへ一九九一年の東側陣営の変動が起きると、欧州の国際秩序を維持する担い手としてCSCEが浮上したのである。

一九九二年一月三〇日、プラハで行われたCSCE外相理事会において、アルメニア・アゼルバイジャンを含むほとんどの旧ソ連諸国がCSCEのメンバーに加盟した。⁽¹⁴⁾翌日の会合の終了間際に、イギリスの代表が、新規加盟国間で起きているカラバフ紛争にCSCEの事実調査団を派遣するべきだと提案したところ、全員一致で受諾された。会合に参加していたフランス代表は、「アルメニアとアゼルバイジャンのCSCEへの加盟は、今後の行動に新しい方策をもたらしださう」として、⁽¹⁵⁾提案を歓迎した。こうして、カラバフ紛争は国際問題化し、フランスをはじめとする欧米の関与が始まった。

2 CSCE内での解決を志向するフランス

旧ソ連諸国の独立と同じタイミングでカラバフ紛争が激化したことは、欧州秩序の安定だけでなく、冷戦後の世界における紛争解決においても重要な意味合いを持っていた。国際社会がどれだけ適切にカラバフ紛争に対応できるか

によって、南オセチアやモルドヴァなど、ほかの旧ソ連地域の民族紛争への対処の前例となる可能性があったからだ。こうした認識から、C S C Eは、前述の一九九二年一月の外相理事会で平和維持活動に初めて言及した。⁽¹³⁴⁾ また、いち早くカラバフ地域への事実調査団の派遣を決定し、二月二一〜一八日に実施した。⁽¹³⁵⁾

他方、C S C Eだけがカラバフ紛争に目を向けていた唯一の地域・国際的な枠組みではない。国連の枠組みの中でも解決する可能性があった。東西冷戦が終焉したこの年は、国連が国際社会で果たす役割に対して、これまでになく期待が高まっていた時期と重なる。C S C Eが事実調査団の派遣を決定したまさに同日（一九九二年一月三十一日）には、国連史上初めて各国首脳による安全保障理事会会合が開かれていた。会合にはミッテランをはじめ、ブッシュ米大統領（George H. W. Bush）、エリツイン露大統領（Boris Eltsine）、メージャー英首相（John Major）、宮澤喜一首相などが顔を並べ、「歴史的に引用者注」重要な時期に、国連が中心的な役割を担うことを期待する⁽¹³⁶⁾と確認しあっている。また、同年に新しく事務総長に就任したブトロス＝ガリー（Butros Butros-Ghali）は、『平和への課題』と題した報告書を発表し、国連が予防外交や平和維持活動などで積極的に役割を果たし、加盟国の期待にこたえていくことを示した。⁽¹³⁷⁾ 現に三月には、サイラス・ヴァンス国連安保理特使が率いる事実調査団がカラバフ自治州を訪れており、国連が関心を抱いていたことを裏づける。

すなわち一九九二年初頭時点では、国連とC S C Eのいずれも介入の必要性を感じ、調停を主導する可能性があった。しかしそれは、言い換えれば、どちらの国際機構が仲介のイニシアティブをとるべきか、関係国間で意見が分かっていた時期でもあった。⁽¹³⁸⁾ 仏英米およびトルコは、国連による監視団や平和維持活動に反対し、C S C Eによる主導を好んだ。⁽¹³⁹⁾ ロシアは、欧米諸国の考えを受け入れながらも、国連事務総長のより積極的な行動も志向していた。⁽¹⁴⁰⁾ またイランは、一九九二年三月に当時の外務副大臣が単独で仲介を行い、停戦合意にこぎつけたのだが、それをもとに国連の平和維持隊を編制することを予期していた。⁽¹⁴¹⁾

では、カラバフ紛争の調停において、なぜフランスは国連よりもC S C Eを好んだのだろうか。フランスは、決して国連の役割を見過ごしていたわけではない。むしろミッテラン時代のフランスは、チャドやレバノン、イラクでの平和維持活動に参加するなど、国連へのコミットメントを強化していた⁽¹⁴⁾。他方で、地理的に限定されたN A T OやE Cと異なり、旧東西ブロックの国々を包含するC S C Eを再活性化させる必要性も認識していた。カラバフ紛争の場合、ロシアやトルコといった近隣諸国が紛争当事国どちらかの肩を持つのではなく、調停者として中立的に関与することが紛争の悪化防止には大切だと考えており、C S C Eは平和的に紛争を解決する政府間フォーラムとして最適な枠組みであった⁽¹⁵⁾。そのため、もし今この段階で国連が介入するとなれば、そうしたC S C Eの機能や近隣諸国による仲介の努力を台無しにする可能性があった⁽¹⁶⁾。また、国連が実質的にどこまで調停を担えるか、不透明な部分があったことも背景にある。当時、すでにカンボジアやソマリア、ユーゴスラヴィアで平和維持活動に従事していただけでなく、分担金の未払いや支払いの遅延による財政危機に直面しており、平和維持活動の人員にも限界があった⁽¹⁶⁾。

他方で、フランスは、制度として未発達なC S C Eが介入することに不安を感じていたのも事実である。今後、欧州地域で紛争が増えることが予想される中で、C S C Eの平和維持隊など法的な基盤を確立させる必要があると考えていた。フランスは、パリ会議の後もC S C Eを財政面で支援していたが、フランス議会の承認を経たものではなかったため、支援の継続が難しいという事情もあった⁽¹⁶⁾。C S C Eの欠点に不安を感じていたとはいえ、フランスは総合的な判断に基づいて国連ではなくC S C E内での解決を志向していった。

3 人道回廊と国際会議をめぐるフランスとトルコの軋轢

一月末に事実調査団の派遣が決定されてから、三月二四日のヘルシンキ臨時会議でミンスク・グループの議長が任命されるまでの期間、当時C S C Eの議長国を務めていたチェコスロヴァキアの外相が、カラバフ紛争に関連する連絡調整を執り行っていた。しかし、この時はまだミンスク・グループは立ち上がっておらず、加盟国の足並みが揃っ

ていなかった。そのため、一月から三月までは、カラバフ紛争に関心を示す関係国の単独行動や思惑が顕著に現れていた時期と言える。実際に、イランは三月下旬に一時的に停戦に成功し、またトルコは和平案を提案するなど、各国が影響力を行使しようとしていた。⁽¹⁴⁾

この頃フランスは、カラバフ紛争に関連して、他の関係国には見られない二つの重要な行動を取っていた。一つ目はカラバフ自治州への人道回廊の開設に奔走したこと、二つ目はミンスク・グループの原型となる国際和平会議の開催を提案したことである。

フランスが人道回廊の開設のイニシアティブをとった背景には、一九八〇年代後半以降、国内で人道的介入を支持する意見が高まっていたことがある。一九九二年二月に大臣補佐 (secrétaire d'Etat) として実際に人道支援を率いたクシュネル (Bernard Kouchner) は、その議論の中心人物であった。⁽¹⁵⁾ 国際非営利団体「国境なき医師団」の創設メンバーの一人で、当時「世界の医療団」の代表を務めていたクシュネルは、一九八七年一月、四〇名余りの実務家や学者を集めた「権利と人道的道義に関する会議 (la conférence de droit et de morale humanitaire)」をパリ第一大学法学部と共催した。⁽¹⁶⁾ 三日間にわたって開催されたこの会議では、ミッテラン大統領とシラク首相が出席し、それぞれ開会の辞と閉会の辞を述べるなど政府の主導部をも巻き込んだ。会合の最終日、クシュネルは「我々が直接行っている民間の人道援助を、今こそ人権の一つと捉えるべきであり、そのために国際人権宣言を改正すべきであると考える」と⁽¹⁷⁾ 謳い、本会議での決議を首相であるシラクが受諾し、国家として国連総会で提案するよう申し出た。

ここでの議論は、フランス革命から二〇〇周年という節目を目前に控え、新しい価値を提唱しようとしていた政府の行動に実際に反映された。ミッテランは、翌年九月の国連総会での演説で「今日の切迫した状況、また苦境や極度の不正義に喘ぐ状況を眼の前にした時、我々は人道援助の権利を認めるべきだ」と唱えている。⁽¹⁸⁾ ここで訴えは、アルメニア地震発生翌日にあたる二月八日、「自然災害や同様の緊急事態の被害者に対して人道援助が重要であ

る」⁽¹⁵³⁾と国連総会決議で再確認されることとなった。さらに、前述の総会決議を踏まえた上で、一九九〇年一二月には「人道回廊の開設」が緊急物資を促進するための手段として言及された⁽¹⁵⁴⁾。フランスのイニシアティブは、国連決議のみならず、翌年以降のイラクのクルド人問題やカンボジア情勢、ユーゴ内戦でも具体的に見られた⁽¹⁵⁵⁾。

こうした背景を鑑みると、フランスが国境封鎖され人道危機に陥っていたカラバフ自治州に人道回廊を開設しようとして行動したことは、ある意味自然な流れであった。フランスは「アゼル人、アルメニア人、カラバフ自治州民を差別することなく、苦しんでいる人全員に支援を届ける」という精神のもと、人道支援に乗り出したのである。その主導役となったクシュネルは、アゼルバイジャン及びアルメニアとの外交関係樹立に合わせて二月二日から二五日に訪問し、人道援助に関する基本合意を双方から取り付けた⁽¹⁵⁷⁾。三月三日から七日にかけて「世界の医療団」のスタッフと再訪した際には、前回大雪で断念せざるをえなかったカラバフ自治州の首都に程近い町・シュシャに医薬品を届け、さらに三月二日には首都・ステパナケルトに医薬品と牛乳を運搬することに成功した⁽¹⁵⁸⁾。こうしたフランスの行動は、後にC S C Eの議長の承認を得ることとなった。

フランスは、危機に瀕した人々に支援を届けるという理想のもと、あくまで中立的な立場で人道援助を行っていたが、他国の目には同じように映ったわけではなかった。例えばイギリスは、国際赤十字をはじめとする様々なNGOや、ロシア・C I S軍のほうがある役割を担うのに好ましく、「フランスのイニシアティブは更なる検討が必要」と留保している。イギリス以上に懐疑的な見方を示したのがトルコであった。イニョヌ副首相 (Erdal İnönü) は、クシュネルをアルメニア寄りだと批判するトルコでの報道に触れながら、「彼のミツシヨンは、世界でよく理解されているとは思わない。外務省こそが政治的イニシアティブを取るべきだ」との立場をとった⁽¹⁶⁰⁾。また、フランスがC S C Eからお墨付きを得た後も、トルコはフランスのイニシアティブに不満を抱き続けた。三月二三日のC S C E臨時外相会議では、トルコのチェチン外相 (Hikmet Çetin) とクシュネルが人道回廊をめぐる対立する場面があり、

会場は息を飲んだという。⁽¹⁵⁾

クシュネルは人道回廊の開設のほかに、カラバフ紛争の解決に向けて（1）カラバフ自治州における停戦、（2）武器禁輸、（3）外国議会の監視団の定期的な派遣の三点が必要であることを掲げていた。⁽¹⁶⁾ フランス外務省は三月三日、とりわけ一点目の停戦を実現するため、C S C E内で和平会議をパリで開くことを正式に提案する。⁽¹⁶⁾ フランスの案では、アゼルバイジャン、アルメニア、ロシア、カラバフ自治州の代表者を中心に、フランスやカザフスタン、トルコといった他の利害関係国の外相を集めた和平会議を想定していた。この提案にアメリカなどは積極的に賛成を表明した一方、トルコとアゼルバイジャンは、フランスがクシュネルを議長に据えようと目論んでいるのではないかと疑い、険しい反応を示した。⁽¹⁶⁾

フランスとトルコは、会議の開催にあたり、とりわけ二つの点で対立した。一つ目は、カラバフ自治州民の出席の可否についてである。フランスは和平交渉を進めるためにアルメニア系のカラバフ自治州の代表者も会議に呼ぶべきだと考えていた。他方で、アゼルバイジャンにとつては、カラバフ自治州民は自国民であり、別のアクターとして会議に出席することは考えられなかった。アゼルバイジャンを擁護するトルコは、カラバフ自治州民の出席を断固反対した。

二つ目は、開催地をめぐる対立である。フランスは、和平会議の開催地としてパリを提案していた。それに對しトルコは、パリ開催は極力避けたいと考えていた。フランスがカラバフ紛争の解決に重要な役割を担っていることは認識していたが、パリで和平会議を開くことによってフランスの役割が拡大することを恐れたからだ。⁽¹⁶⁾ トルコはイギリスの外務省とやり取りをし、代わりにロンドンで開催してもらえないか何度か依頼している。⁽¹⁶⁾ イギリス外務省の予想では、ストックホルム、パリ、ベルリン、プラハが候補地になる可能性が高いと見ていたが、三月二四日のC S C E臨時外相会合で、予想外にもアゼルバイジャンがベラルーシのミンスクを候補地に挙げたことで、ミンスクで開催す

ることとなった⁽¹⁶⁾。同会合で、当事国のアルメニアとアゼルバイジャン、開催国のベラルーシ、当時のC S C Eのトロイカであったチェコスロヴァキア、ドイツ、スウェーデン、さらにイタリア、トルコ、フランス、ロシア、アメリカを加えた一一カ国で和平会議を開催することが決定された。一方、カラバフ自治州の代表者は「利害関係者」としてC S C E議長から招待されることとなった⁽¹⁷⁾。

人道回廊の開設や和平会議のあり方をめぐってトルコとフランスの間で軋轢が生じていたものの、両国ともC S C E内で停戦を模索するべきだとの大筋は一致していたことには留保せねばならない。ミッテランは四月、トルコを訪問し、オザル大統領との会談で北イラクのクルド人問題と並行してカラバフ紛争についても議論した。会談後の記者会見でカラバフ紛争について質問された際、ミッテランは、ミンスク・グループこそが両国とも力を発揮できる最良の枠組みだと述べている⁽¹⁸⁾。

(三) 議会と外務省の対応

一九九二年末にミンスク・グループでの合意が直前で頓挫する一方、現地では依然として対立が続いていた。一九九三年春には、アルメニア軍の大攻勢で、アゼル軍は北部のシャフミアン地区を省くカラバフ地方から撤退し、カラバフ北部とアルメニアの間にあるアゼル領・カルバジャル地区も陥落した。

一九九二年に戦闘が激しくなり、アゼルバイジャンが劣勢に立たされる状況に陥ってもなお、フランスの国民議会では一貫してアルメニアを擁護するような声が唱えられた。一九九二年から一九九四年一二月までの間、次の三つの内容が公開質問状で提起された。

1 アルメニア国境封鎖への対応

一つ目は、アゼルバイジャンとトルコによる封鎖に関連した議論である。両国は、アルメニアへの対抗措置として

三〇〇キロメートルに及ぶアルメニアとの国境を封鎖していたが、紛争が長引くにつれて現地では電気や食料が不足し、九二年一二月にはベトロシヤン大統領が国際社会に人道支援を呼びかけるほど、生活は厳しさを増していた。⁽¹⁷⁾窮状を聞いたフランスのある議員は、早速翌年一月一日に質問状で、「封鎖によってアルメニアは窒息している」と述べ、虐殺行為を止めるための国際的な制裁措置を求めた。また別の議員は、「人権の国フランスが、飢餓や爆撃、寒さに喘ぐアルメニア市民を救う」必要があると訴えた。⁽¹⁸⁾

封鎖は主として政治的な措置であると認識していた外務省は、外交の場において、封鎖解除を求めつつ支援物資の流れを最低限確保しようと関係国に働きかけを始めた。九二年下旬にミッテラン大統領がトルコを私的訪問した際には、オザル大統領とデミレル首相（Süleyman Demirel）との面会でアルメニアの封鎖問題を取り上げ、人道上の憂慮を伝えた。⁽¹⁹⁾トルコ側は、自国を経由する貨物列車の通行を一時は認めたものの、翌年三月に国境沿いのアゼルバイジャン領カイバジャル県でアルメニア軍が攻勢をかけたことで頓挫してしまう。フランス政府は、代わりに一〇回に及ぶチャーター便を手配することで、在仏アルメニア人による支援物資の運搬を支えた。⁽²⁰⁾またデュマ外相は、アゼルバイジャンの外相や、当時グルジアの国家評議会議長に就いていたシュワルナゼとやり取りを行い、支援物資の自由通行を保証するよう求めた。⁽²¹⁾人道援助の自由通行を求めるフランスの声は、四月三〇日に国連安保理で採択されたカラバフ紛争に関する決議文の中にも反映された。⁽²²⁾さらに、アルメニアの電力不足を支援するため、ウズベキスタンやトルクメニスタンにエネルギー供給の援助を求めた。

政府は九三年から九四年にかけて、実際の人道援助にも精力的に動いた。九四年にアルメニア出身のフランス人歌手・アズナヴールが、「アルメニアのためのアズナヴール」と呼ばれるプロジェクトを通じて、在仏アルメニア人から集めた四万個の小包を送った際には、その運搬に二五〇万フラン（五〇〇〇万円に相当）の支援を行った。また、フランス赤十字や国内のアルメニア人団体の後方支援のために一〇〇〇万フラン（二億円に相当）を投じ、その額は旧

ユーゴスラビアに次いで二番目に多かつた。⁽¹⁷⁸⁾

このように、フランス政府は、アルメニアへの人道援助を求める国内の声に対し、具体的な行動を起こすことで応えた。しかしこうした人道援助は、トルコやアゼルバイジャンから「アルメニア最良のフランス」といったイメージを強めることとなった。他方、アゼルバイジャンの視点に立った質問状が一つも出されていないため、フランス政府がどの程度アゼルバイジャンを支援したかの情報が不足していることは留保しておく必要がある。

2 当事国との友好協力協定の調印

二つ目に見られる議題は、アルメニアとの「友好・相互理解及び協力協定 (le traité d'amitié, d'entente et de coopération : 以下、友好協定と略記)⁽¹⁷⁹⁾」の批准時期に関してである。フランス政府はアルメニアへの人道支援の傍ら、三年三月一二日に同国と友好協定に調印した。この協定は、外相・事務レベル及び議員同士の定期的な交流を図るとともに、経済・文化・法律・科学技術の面で協力を進めていくというものだ。しかし、実際に施行されたのは翌年一〇月になってからで、調印から一年半以上待たなければならなかった。外務省は、単に批准の順番が回ってきていいただけだと説明したが、なかなかその機会がやってこないことに苛立ちを覚えた議員らは、いつになれば批准できるのかと訴えた。⁽¹⁸⁰⁾

そうした感情がとりわけ鮮明に表れたのは、一九九三年一月一九日から二二日にアゼルバイジャンのアリエフ大統領が訪仏し、アルメニアと同様にフランスと友好協定に調印した時である。⁽¹⁸¹⁾ アゼルバイジャンでは、六月のクーデターでエリチベイ政権が崩壊した後、アリエフが内政の混乱を収めて一〇月三日の選挙で大統領に就任した。その二カ月後、アリエフは初の外遊先としてフランスを訪れ、ミッテラン大統領やジュペ外相 (Alain Juppé)、議会や産業界の代表者と相次いで面会する中で、C S C E のパリ憲章と友好協定に調印した。⁽¹⁸²⁾ アリエフ大統領は、「友好協定によって国際交流への新しいステージを踏み出した」と喜びを表した一方、フランスの議員は友好的なムードを無条件

に受け入れたわけではなかった。例えば、外交委員会のメンバーであったブルム国民議会議員 (Roland Blum) は、アリエフの訪仏直前に質問状を出し、カラバフ紛争解決の原則を受け入るまではアゼルバイジャンと友好協定を結ぶべきではないと述べた。さらには、フランス議会がアルメニアとの友好協定に批准していない中で、アゼルバイジャンと協定を結ぶのは望ましい状態ではなく、「アゼルバイジャンとの友好協定に一切調印しないよう政府に求める」とまで断言した。

外務省としては、両国と友好協定を結ぶことよって、カラバフ紛争やコーカサス地域そのものに中立的に関与しようとしていた。そのため、返答の中で「アゼルと政治対話を設けることは、カラバフ紛争において交渉による解決を目指している我々の関与路線そのものである」と強調した。⁽¹⁸⁵⁾しかし、このような説明は理解されず、翌年別の議員が「テロ行為を行っているアゼルとトルコに対して、どのように『政治対話』を行い、『交渉による解決』が模索できるのか」と外務省の返答に再反論するものも見られた。

このように、当事国との友好協定の調印をめぐる議論は、一貫してアルメニアを擁護しアゼルバイジャンを批判する議会と、両方の当事国とも中立に外交関係を築こうとする外務省の違いを如実に表した例と言える。

3 アルメニア人虐殺の承認をめぐる議論

三つ目に、国境封鎖や友好協定の批准に関する内容と並んで散見されたのが、オスマン帝国によるアルメニア人虐殺の承認をめぐる議題だ。在仏アルメニア人は、カラバフ紛争が起きる以前から、虐殺の事実を認めるよう政府に求めてきた。国民議会では、ウェブサイトで確認できる限り一九八六年四月二四日に初めて虐殺の承認に関する議論がなされている。⁽¹⁸⁷⁾カラバフ紛争が勃発してからは、一九九〇年五月に一度質問状が出たきり特に取り沙汰されていないが、一九九四年六月から一月にかけて再び四回取り上げられた。⁽¹⁸⁸⁾ある議員は、「人権擁護の国たるフランスの信用を守るためにも、我々は沈黙を破り、アルメニア人ジェノサイドを認めることが不可欠だ」と訴えた。⁽¹⁸⁹⁾こうした

人権発祥国としての責任と結びつけた主張は、二〇〇一年にフランスが虐殺の歴史的事実を法律で認定するまで毎年見受けられる。

一九九〇年代後半に、突如として虐殺の承認に関する質問状が増えた背景には、同じ頃に再活性化したトルコのEU加盟交渉がある。現にこれまでも、一九一五年のアルメニア人虐殺の承認をめぐる議論とEU加盟交渉は、コインの裏表のように連動してきた。

その兆候はカラバフ紛争勃発直前の一九八七年四月、当時首相だったオザルが正式に加盟申請を行った際にも表れていた。オザルは、欧米との軍事的な同盟強化や自由主義経済の発展、人権分野での地位向上を見据えて、EU加盟（当時はEC）に積極的な姿勢を取っていた。⁽⁹⁰⁾しかし、ヨーロッパの親アルメニア派は、虐殺を承認していないトルコがEUに接近することに忌避感を感じ、激しく反発した。一九八七年の在仏アルメニア人向け雑誌『アルメニア』を参照すると、突如、トルコについて多くの紙面を割くようになり、例えば「トルコはヨーロッパではなく完全にアジアの国」「イスラームは東洋のファシズム」といったように宗教に結びつけて批判するものも見受けられる。同年六月にはフランスのアルメニア人協会が一九一五年のアルメニア人虐殺の承認を訴える集会を開いている。⁽⁹¹⁾その後、欧州議会はアルメニア人虐殺を「ジェノサイド」と表現し、トルコ政府に対して虐殺を認めてアルメニアと対話に入るよう促す決議を採択した。⁽⁹²⁾

この時トルコは、国内のクルド人問題への対処などを理由に一九八九年一二月にEU加盟申請を却下されたが、一九九二年頃から再び加盟交渉が始まり、一九九五年には欧州関税同盟への加盟を果たしている。一九九四年に再びアルメニア人虐殺をめぐる意見書が増えた背景には、トルコのEU加盟交渉が背景にあると見て取れよう。

以上で取り上げたように、冷戦終結後の一九九二年以降もフランスの議会では親アルメニアの質問状が立て続けに提出され、外務省はその返答や対応を迫られた。九一年までの公開問答との違いは、外務省側の返答時期が早くなっ

たことだ。冷戦中は、カラバフ紛争がそもそもソ連の内政問題であったことや、ソ連を取り巻く国際情勢が目まぐるしく変化していたことから、複数の質問状に対して数カ月遅れてまともな返答するなど、外務省は性急な回答を避ける傾向にあった。しかし、冷戦の終結とともにカラバフ紛争が国家間紛争となって以降、一〜三カ月のペースで返答するようになっていった。さらに、返答も以前に比べて詳しく述べられており、それだけ外務省がより迅速で具体的な行動を求められるようになったことがうかがえる。

（四） ミンスク・グループによるイニシアティブの停滞

一九九二年三月二四日のC S C E臨時外相合会で、一三カ国によるミンスク和平会議の開催が決まったものの、戦況の悪化で実際に開かれることはなかった。代わりに、C S C Eは六月から九月にかけて、和平会合の前段階となる非公式の「緊急準備会議」を五回ほど開き、協議を重ねた。これが後に「ミンスク・グループ」と呼ばれる所以となる。¹⁹⁶七月末から八月上旬に開かれた第四回緊急準備会議では、初めてアルメニア、アゼルバイジャン、カラバフ自治州民が参加した。C S C Eでの和平交渉は初めこそ順調に進み、一月中旬には停戦合意がまとまりかけていた。しかし、停戦合意の直前にアゼルバイジャンの外相が、理由なく合意を破棄したことによって、和平プロセスは頓挫してしまふ。¹⁹⁶これにより、和平への意欲が急速に低下し、その後ミンスク・グループ内での和平交渉は行き詰まりを見せた。

フランスは、ミンスク・グループの構成国となった後も、機会を見つけてはカラバフ紛争の調停のために行動した。例えば、一九九二年九月の国連総会の折には、アゼルバイジャンの外相と面会した。¹⁹⁶また、一九九三年三月にミットランがロシアを訪問し、エリツィン大統領と対談した際には、カラバフ情勢についても協議している。¹⁹⁷しかし、一九九二年初頭に見られた積極的なイニシアティブに陰りが見え、フランスは次第に周縁のアクターとなっていた。理

由としては、フランスがミンスク・グループの一構成国に成り下がり、単独でイニシアティブをとりにくくなったことが推測される。現に、仏露会談の直前、アルメニアの提案で「五十一」と呼ばれるミンスク・グループとは別の形の調停交渉が行われたが、その中にフランスは呼ばれなかった。⁽¹⁹⁹⁾一九九三年以降、外務省による質問状への返答でも一九九二年三月に和平会議を提案した成果に繰り返し及する一方、その後のイニシアティブに関しては「CSCE内で最大限努力していく」と述べるにとどまっている。またフランスはこの時期から、コーカサスの紛争よりも地理的に近いユーゴスラビアでの内戦に足を引っ張られるようになり、カラバフ紛争の外交政策上の優先順位が下がったとも考えられる。

フランスの存在感が低下した別の理由として、一九九二年一二月にミンスク・グループ内で調整した停戦合意が頓挫した後、そもそもカラバフ紛争の調停におけるCSCEの影響力が低下していったことが挙げられる。CSCE内では、停戦合意だけでなく、平和維持隊の派遣をめぐる議論も遅々として進まなかった。生ぬるいCSCEに代わって相対的に台頭したのが、ロシアであった。ロシアは、一九九一年秋の調停に失敗した後、ミンスク・グループに比較協力的で、国際社会がリードするべきだとの立場を示していた。⁽²⁰⁰⁾しかし一九九二年末から一九九三年にかけて、コーカサスを自らの勢力圏が及ぶ裏庭と再認識し、CSCEをはじめとする国際社会の影響力を排除するべく単独で仲介に乗り出した。⁽²⁰¹⁾実際に、先述した「五十一」の話し合いの中で、ロシアの代表は「CSCEはカラバフで起きてくるような地域紛争を対処する用意が単にできていない。だからこそロシアがカラバフで行動をとるのだ」と明言している。CSCEの加盟国は、ロシアの維持部隊に疑念を抱きながらも、CSCEとして維持部隊を送る用意ができていなかったため、ロシアを批判することはできなかった。ロシアのカジミールフ外交官 (Vladimir Kazimirov) によるシャトル外交で五月四日にキルギスのビシュケクで停戦合意が結ばれ、第一次カラバフ紛争はひとまず終結した。CSCEは、同年一二月のブダペスト首脳会議で、ロシアの斡旋で結ばれたビシュケク議定書を追認した。こうし

て、フランスをはじめとする欧米諸国が志向したC S C Eによる調停は不毛に終わった。フランスがカラバフ紛争の和平調停における重要なアクターとして再浮上したのは、一九九七年一月に米露と並んでミンスク・グループの共同議長国に選出されてからのことだった。

結 論

本稿では、第一次カラバフ紛争（一九八八～一九九四年）において、国内のアルメニア人ディアスポラの声に基づく議会の圧力がある中、仏外務省がいかなる行動をとったのか検討した。

カラバフ紛争の調停国に数えられるフランスは、国内に存在するヨーロッパ最大のアルメニア人ディアスポラを理由に、しばしばアルメニア寄りで非中立的な調停国だと見られている。フランスの親アルメニア的なイメージが色濃く出る理由は、国内世論や議会が一貫してアルメニアを擁護する姿勢をとってきたことにある。そのことは、第一次カラバフ紛争時に外務省宛に提出された六二もの質問状の中に、アゼルバイジャンを擁護する内容のものが一つもないことから明らかである。

一方で、外務省の対応を詳細に追っていくと、国内世論や議会とは歩調を合わせず、むしろ彼らの立場から距離を置き、独自の路線で対応していたことが浮き彫りになった。あくまでも外務省は、その時々国際社会の動向に即して、中立的に紛争にアプローチしようとしていたのである。

そもそもフランスは共和国であるが故に、一つの民族を優遇するような外交政策を採ることができない。その上、カラバフ紛争はまさに東西冷戦の終結を跨いでおり、フランス外務省は激動する欧州の国際政治に対応する必要がある。冷戦中、仏外務省は欧州の国際秩序の担い手としてゴルバチョフに高い期待を抱いていたが、カラバフ紛争へ

の介入はソ連側から内政干渉と取られる可能性もあった。そのため、議員の訴えや国内からの圧力が高まっていたにもかかわらず、カラバフ紛争において内政不干渉を堅持した。

ソ連崩壊と共和国独立によってカラバフ紛争が国家間紛争の様相へと転じたことで、フランスをはじめとする国際社会は新たな対応を迫られることとなる。トルコやイランなどの地域に波及して、より複雑な安全保障の問題に発展してしまう恐れがあったからだ。国連の役割に対する期待が国際社会で高まっていた中で、フランスは、国連主導ではなく、あえてヨーロッパのフレイムワークを選び、その枠内で中立的な解決を目指した。その最たる例として、一九九二年三月には、C S C E内でロシアやトルコをはじめとする関係国を集めた和平会議を提案し、これがミンスク・グループの原型となった。

以上のような第一次カラバフ紛争をめぐるフランスの反応は、内政と外交が別個の論理で動いていることを物語る一つの例と言えよう。すなわち、議会が人権発祥の国としてのプライドからアルメニア人の擁護を求めてもなお、それが外務省の行動にそのまま反映されることはなかった。先行研究では「フランスはカラバフ紛争においてアルメニア最前である」との見方も多い中、フランスの外交アプローチを論じる上で、国内政治とは異なる論理で動いた部分も検討されることで、より多角的にフランス外交の特徴を捉えることができるのではないかと。

議会と国際社会の狭間に立つフランス外務省の困難も同時に見え隠れした。国際秩序を優先して不介入の立場をとると、国内からは及び腰だと非難され、国内の声に応じて人道援助に乗り出せば他国から非中立的で介入主義的だと見られる。民族紛争により人道危機が起きている中、感情や理念に突き動かされた国内世論と理性が求められる外交とのせめぎ合いの中で、両者をどのように折り合いをつけていくのか。世界の片隅で起きた民族紛争にも「人権発祥の国」たるフランスの外交が抱える呪縛を垣間見ることができる。

カラバフ自治州の地図



出所：富樫耕介編『地域紛争の構図』（晃洋書房、2013年）、183頁。

- (1) ナゴルノはロシア語で「山々」を意味し、カラバフはトルコ語の「黒い (kara)」とベルシャ語の「庭 (bakh)」が合わさった言葉である。
- (2) 廣瀬陽子『旧ソ連地域と紛争―石油・民族・テロをめぐる地政学』（慶應義塾大学出版会、二〇〇五年）一七一頁。
- (3) カラバフ自治州当局は、二二〇〇人あまりの軍人が死亡したと発表している。アゼルバイジャン政府は公式な数字を出していないが、八〇人の民間人が亡くなったとされている。ロシアのプーチン大統領は、二〇二〇年一〇月に五〇〇〇人が死亡したと述べている。*Armenia, Azerbaijan and Russia sign Nagorno-Karabakh peace deal.* *BBC NEWS*, November 10 2020, <https://www.bbc.com/news/world-europe-54882564>, (二〇二二年一月一〇日最終アクセス。以下全てのWebリソースにおおむね同様)。
- (4) RÉSOLUTION portant sur la nécessité de reconnaître la République du Haut-Karabagh, no26 (2020-2021) adopté par le Senat, le 25 novembre 2020.
- (5) RÉSOLUTION portant sur la protection du peuple arménien et des communautés chrétiennes d'Europe et d'Orient, no.520 (2020-2021) adopté par l'Assemblée nationale, le 3 décembre 2020.
- (6) 現在は、アルメニア、アゼルバイジャン、フランス、ロシア、アメリカ、ベラルーシ、ドイツ、イタリア、スウェーデン、フィンランド、トルコの十一カ国で構成される。*Minsk Group: Who we are*, *Organization for Security and Cooperation in Europe*, <https://www.osce.org/minsk-group/108306>.
- (7) 実際に、一九九七年一月にフランスが共同議長長国に就任した際、アゼルバイジャンやトルコの強い反発に遭い、妥協案としてアメリカも加えたという経緯がある。Svante E. Cornell, *Small nations and great powers: a study of ethnopolitical conflict in the Caucasus* (London: Curzon Press, 2001), p.115.
- (8) Nicu Popescu, "The EU's non-involvement in Nagorno-Karabakh", *EU Foreign Policy and Post-Soviet Conflicts: Stealth intervention* (New York: Routledge, 2011), p.105; Svante E. Cornell, *Azerbaijan since Independence* (New York: Routledge, 2011), p.157.
- (9) "Les Arméniens en France", La Croix, 16 février 2015; "Relations Bilatérales", *Ministères de l'Europe et des Affaires Étrangères de la République française*, <https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/dossiers-pays/armenie/relations-bilaterales/>.
- (10) "France: le gouvernement contre la reconnaissance du Nagorny Karabakh", *Le Figaro*, 03 décembre 2020.

- (11) 最も引用される英語文献として、Thomas de Waal, *Black Garden: Armenia and Azerbaijan through Peace and War* (New York: New York University Press), 2013. 和訳『Croissant Michael P. *The Armenia-Azerbaijan Conflict: Causes and Implications* (Westport: Praeger, 1998): Philip Remler. *Clained to the Caucasus: Peacemaking in Karabakh, 1987-2012*. (New York: International Peace Institute, 2016); Taleh Ziyadov, "Nagorno-Karabakh Negotiations: Through the Prism of a Multi-Issue Bargaining Model", *International Negotiation*, 15 : 1 (2010), pp.107-131. 和訳『交渉の交渉』。
- (12) 富樫耕介『コーカサスの紛争―揺れ動く国家と民族』(東洋書店新社、二〇二二年)。富樫『旧ソ連地域と紛争』。
- (13) Popescu, "The EU's non-involvement in Nagorno-Karabakh", Rexane Dehdashti, "Nagorno-Karabakh: A Case-Study of OSCE Conflict Settlement", in Michael Bothe, Natalino Ronzitti and Allan Rosas (eds.), *The OSCE in the Maintenance of Peace and Security: Conflict Prevention, Crisis Management, and Peaceful Settlement of Disputes* (Hague: Kluwer Law International, 1997), pp.459-478. Victor-Yves Ghebali, *L'OSCE dans L'Europe post-communiste, 1990-1996: Vers une identité paneuropéenne de sécurité* (Bruxelles: Etablissements Emile Bruylant, 1996).
- (14) Cornell, *Small nations and great powers*, John J. Maresca, "Lost Opportunities in Negotiating the Conflict over Nagorno Karabakh", *International Negotiation*, 1 (1996), pp.471-499; Maresca, *Helsinki Revisited: A Key U.S. Negotiator's Memoirs on the Development of the OSCE into the OSCE* (Stuttgart: Ibidem Press, 2016); Stephen Blank, "Russia, the OSCE and Security in the Caucasus", *Helsinki Monitor*, 3 (1995), pp.65-80.
- (15) 富樫『旧ソ連地域と紛争』、一九九一―一九二頁。
- (16) Gaidz Minassian, *Caucase du Sud, la nouvelle guerre froide: Arménie, Azerbaïdjan, Géorgie* (Paris: Frontières, 2007), p.96.
- (17) 実際に自治単位が設置されたのは一九二三年七月のことである。富樫『コーカサスの紛争』、一一四頁。
- (18) 吉村貴之「連邦体制から地域紛争へ―ナゴルノ・カラバフ紛争を事例として」富樫耕介編『地域紛争の構図』(見洋書房、二〇一三年) 一八九頁。
- (19) 同右、一八九―一九一頁。
- (20) Anahide Ter Minassian, "Les Arméniens de Paris, depuis 1945", *Le Paris des étrangers depuis 1945* [en ligne] (Paris: Éditions de la Sorbonne, 1995), <http://books.openedition.org/psorbonne/974/>.
- (21) "Demographics", *The Government of the Republic of Armenia*, <https://www.gov.am/en/demographics/>.

- (22) アメリカには八〇万人、フランスには五〇万人住んでいると言われている。
- (23) ロビン・コーエン（駒井洋訳）『新版 グローバル・ディアスポラ』（明石書店、二〇一二年）二二―二四頁。
- (24) コーエンは、古典的な犠牲者ディアスポラはユダヤ人・アルメニア人・アフリカ人、労働ディアスポラは年季契約インド人、帝国ディアスポラはオーストラリア人、交易ディアスポラは中国人とレバノン人といったように類型化している。
- (25) Anahide Ter Minassian, “La Diaspora arménienne”, *L'Espace géographique*, 23 : 2 (1994), p.117.
- (26) 注(116)参照。
- (27) J. McCarthy, *Muslims and Minorities: the population of Ottoman Anatolia and the end of the empire*, (New York & London: New York University Press, 1983), pp.128-130.
- (28) アルメニア文化協会のウェブサイトによると「二〇二一年現在、全国に五七七のアルメニア人団体がある。Associations culturelles arméniennes, http://www.acam-france.org/contacts/index_associations_culturelles.php。
- (29) “Les Arméniens en France”, *La Croix*, 16 février 2015.
- (30) Daniel Chesneau, “Francophilie des arméniens et arménophilie des français”, *Humanisme*, no.308 (2015), p.89.
- (31) 本研究が対象とする一九八八―一九九四年に、国民議会で提出されたカラバフ紛争関連の質問状を見ても、アルメニア系住民が多く住む地域から選出された国会議員によるものが多く見られる。
- (32) “Allocution de M. François Mitterrand, Président de la République, à l’occasion du Noël des Arméniens dans la salle des fêtes de la mairie de Vienne”, *Elysée*, 07 janvier 1984.
- (33) Loi n° 2001-70 du 29 janvier 2001 relative à la reconnaissance du génocide arménien de 1915.
- (34) Vincent Duclert, *La France face au génocide des arméniens* (Paris: Fayard, 2015), p.35; 平野千果子「フランスにおける植民地支配の過去と記憶―法整備をめぐる議論から」橋本伸也編『紛争化するせられる過去―アジアとヨーロッパにおける歴史の政治化』(岩波書店、二〇一八年) 一〇三頁。
- (35) 出身別の上位三カ国は、アルジェリア(一一・七%)、モロッコ(一一・〇%)、ポルトガル(八・六%)である。“Immigrés asiatiques vivant en France en 2020 selon leur pays de naissance”, *Institut national de la statistique et des études économiques*, 01 juillet 2021, https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212#graphique-Europe_radiol; Anahide Ter, “Les Arméniens de Paris, depuis 1945”。

- (36) 参照した政府公式の統計を見ると、アルメニアもトルコもアジア圏に含まれている。
- (37) Journal Officiel [以下、JOと略記] Question no.54063, 13 avril 1992, p.1720.
- (38) 塩川伸明『国家の解体―ベレストロイカとソ連の最期Ⅰ』（東京大学出版会、二〇二二年）四四、五二―五三頁。
- (39) 同右、五八頁。
- (40) 同右、三九〇頁。
- (41) 同右、三九〇―三九一頁。
- (42) 同右。富樫『コーカサスの紛争』、一一六―一一七頁。塩川氏によると、エレヴァンの『コムニスト』紙にも『コムソモール』紙にもアガンベギャンの発言が紹介された形跡はないという。また、在仏アルメニア人向けの仏語雑誌『アルメニア』（Armenia）の一九八七年一一／一二月号には、アガンベギャンへのインタビュー記事が掲載されているが、もっぱらソ連の経済改革に関する内容で、『ユマニテ』紙に掲載されたような発言はない。“Reconstituer l'URSS”, *Armenia*, no.106 (novembre / décembre 1987), pp.36-37.
- (43) 富樫『コーカサスの紛争』、一一七頁。翌年五月、アゼルバイジャン人の大衆集会では、アガンベギャンをカラバフの事件を煽った首謀者として責任追及を求める声が発せられた。塩川『国家の解体Ⅰ』、四五六―四五八頁。
- (44) 一九八八年五月のアゼルバイジャン共産党中央委員会総会では「アガンベギャンの手から、予期せぬ大火事が起きた」との発言があったという。同右、四五八頁。
- (45) 同右、三九二頁。富樫『コーカサスの紛争』、一一七頁。
- (46) 同右、一一七頁。
- (47) 塩川『国家の解体Ⅰ』、三三九頁。
- (48) 同右、四〇〇頁。
- (49) 一九六九年から八二年までアゼルバイジャン共産党の第一書記、八二年から八七年までソ連共産党政治局員・連邦閣僚会議副議長。九〇年にアゼルバイジャン共和国最高会議議員・ナヒチェヴァン自治共和国最高会議議員に当選して政界に復帰し、九三年六月にアゼルバイジャン共和国国民議会議長（大統領代行）に就任。同年一〇月の大統領選挙で当選した。
- (50) 一九七五―一九八三年に活動したアルメニア系極左テロ組織（The Armenian Secret Army for the Liberation of Armenia: ASALA）。一六の国々でトルコ人外交官を標的としたテロ行為を行い、フランスでも度々実行した。例えば、一九八一年九

- 月にパリのトルコ大使館が占拠される事件が発生した。また一九八三年七月、パリ近郊のオルリー空港で爆弾テロを起こし、五名の死者と五〇名以上の負傷者を出した。John E. Jessup, *An Encyclopedic Dictionary of Conflict and Conflict Resolution, 1945-1996* (Westport: Greenwood Publishing Group, 1998), p.39.
- (51) 第二次世界大戦直後、ソ連とフランス両政府は移民委員会を立ち上げ、帰国事業を勧めた。一九四五年一月二一日、ソ連がアルメニア国境を開放した後、一九四七年末にフランスからおよそ八〇〇〇〇人がアルメニアに船で渡った。しかし、ソ連での生活に失望した彼らは、一九五六年からフランスへの帰国を訴えるようになる。一九八六年時点では九〇%が帰還を果たしたが、未だ取り残された人々に関して議論が続いていた。"La manifestation des Arméniens de France", *Le Monde*, 19 mai 1986.
- (52) 佐藤信夫『ナゴルノ・カラバフソ連邦の民族問題とアルメニア』（泰流社、一九八九年）一九三—一九四頁。
- (53) "L'Evenement", *Arménia*, no.108 (février / mars 1988), pp.21-23.
- (54) *Ibid.*, p.29, "Meeting de solidarité à Paris", *Le Monde*, 23 mars 1988.
- (55) "L'Actualité", *Arménia*, no.109 (avril / mai 1988), p.14.
- (56) 佐藤『ナゴルノ・カラバフ』二〇四頁には「万人と書いてあるが、雑誌『アルメニア』や『ル・モンド』の記事には三〇〇〇〜四〇〇〇人と記されている。
- (57) 同日、似たような抗議活動はワシントンやニューヨークなどでも行われた。"Arménie : manifestations en France et à l'étranger", *Le Monde*, 28 juin 1988.
- (58) JO Question no.38420, 21 mars 1988, p.1211.
- (59) "Communiqué", *Arménia*, no.109, p.14.
- (60) "Groupe des 100 Arméniens", *Arménia*, no.110 (juillet / août & septembre / octobre 1988), p.26; "Arménie : manifestations en France et à l'étranger", *Le Monde*, 28 juin 1988.
- (61) JO Question no.707, 24 octobre 1988, p.2994.
- (62) 富樫『コーカサスの紛争』一一九頁。
- (63) JO Question no.2650, 19 septembre 1988, p.2540; JO Question no.6132, 05 décembre 1988, p.3503; JO Question no.6264, 05 décembre 1988, p.3471; JO Question no.9134, 06 février 1989, p.561.

- (64) JO Question no.2650, 02 mai, 1989, p.2016.
- (65) “Conférence de presse de M. François Mitterrand, Président de la République, à l’issue de son voyage officiel en URSS, sur les relations franco-soviétiques, la coopération spatiale et les droits de l’homme”, *Elysée*, 26 novembre 1988.
- (66) 塩川『国家の解体』、四二三頁。
- (67) United Nations Disaster Relief Organization, *Multisectoral study on disaster and management planning in Armenia. Mission to Armenia, 11-30 September 1989*. (Geneva: UNDR0, 1990); Haroutune K. Armenian, Arthur Melkonian, Eric K.Noji and Ashot P. Hovanesian (eds.), “Deaths and Injuries due to the Earthquake in Armenia: A Cohort Approach”, *International Journal of Epidemiology*, 26 : 4 (1997), p.806.
- (68) ソ連がアメリカの援助を受け入れたのは初めいつのころだった。
- (69) Pierre Verluise, *Armenia in Crisis: the 1988 earthquake* (Detroit: Wayne State University Press, 1995), p.35.
- (70) UNDDHA (United Nations Department of Humanitarian Affairs), “USSR Earthquake Dec 1988 UNDR0 Situation Reports 1-14”, 8 December 1988, <https://reliefweb.int/report/armenia/ussr-earthquake-dec-1988-undro-situation-reports-1-14>.
- (71) “La Mobilisation des arméniens à travers le monde: le Spürk sengage”, *Armenia*, no.111 (novembre / décembre 1988 & janvier / février 1989), p.29.
- (72) *Ibid.*
- (73) JO Question no.6132, 02 mai, 1989, p.2016.
- (74) *Armenia*, no.111, p.28.
- (75) “Solidarité de la France pour l’Arménie – 1989”, *YouTube*, uploaded by HAY prod 2, 17 December 2012, <https://www.youtube.com/watch?v=dN3219b3AcI>
- (76) 塩川『国家の解体』、四二三頁。
- (77) “URSS: Les suites du tremblement de terre en Arménie L’inquiétude des Arméniens de France”, *Le Monde*, 21 décembre 1988.
- (78) 塩川『国家の解体』、四二九頁。
- (79) 同右、四二三頁。

- (80) 集団的な暴行や略奪、破壊行為を指す言葉。元来、ユダヤ人に対する行為に使われていたが、多民族にも使用されるようになった。
- (81) 廣瀬『旧ソ連地域と紛争』二〇六頁。塩川伸明『国家の解体―ベレストロイカとソ連の最期Ⅱ』（東京大学出版会、二〇二二年）一五三〇―一五三七頁。
- (82) 吉村「連邦体制から地域紛争へ」、一九三頁。
- (83) そのうちの一名の議員（社会党：Jean-Jack Queyranne）は、渡航前の一九八八年九月に外務省に公開質問状を出している。JO Question no.2650, 19 septembre 1988, p.2540.
- (84) “URSS : le développement du nationalisme Les Arméniens se préparent à commémorer le pogrom de Soumgaït Une délégation socialiste française a séjourné dans la République soviétique”, *Le Monde*, 28 février 1989.
- (85) JO Question no.18975, 16 octobre 1989, p.4549; JO Question no.19140, 23 octobre 1989, p.4645; JO Question no.19652, 30 octobre 1989, p.4772; JO Question no.22040, 18 décembre 1989, p.5492; JO Question no.22052, 18 décembre 1989, p.5492; JO Question no.23719, 05 février 1990, p.492; JO Question no.24220, 12 février 1990, p.600; JO Question no.24221, 12 février 1990, p.600.
- (86) “MIKHAIL GORBATCHEV A PARIS : Trois mille Arméniens ont manifesté devant l’ambassade d’URSS”, *Le Monde*, 06 juillet 1989.
- (87) “Manifestation pour l’Arménie à Paris”, *Le Monde*, 17 octobre 1989.
- (88) “Manifestations arméniennes en France”, *Le Monde*, 15 janvier 1990.
- (89) JO Question no.18975, 09 avril 1990, p.1620.
- (90) Ibid; JO Question no.19140, 09 avril 1990, p.1620; JO Question no.19652, 09 avril 1990, p.1620; JO Question no.22040, 09 avril 1990, p.1620; JO Question no.22052, 09 avril 1990, p.1621; JO Question no.23719, 09 avril 1990, p.1621; JO Question no.24220, 09 avril 1990, p.1621; JO Question no.24221, 09 avril 1990, p.1621.
- (91) JO Question no.28023, 07 mai 1990, p.2190; JO Question no.28898, 21 mai 1990, p.2322; JO Question no.29571, 04 juin 1990, p.2576; JO Question no.31213, 09 juillet 1990, p.3195.
- (92) JO Question no.31213, 17 septembre 1990, p.4330.

- (93) JO Question no.28023, 02 juillet 1990, p.3132; “Conférence de presse conjointe de MM. François Mitterrand, Président de la République, et Mikhail Gorbatchev, Président de l’URSS, notamment sur la construction et la sécurité européennes, le problème des alliances militaires et du statut de l’Allemagne”. *Vie publique*, 25 mai 1990, <https://www.vie-publique.fr/discours/134791-conference-de-presse-conjointe-de-mm-francois-mitterrand-president-t-de>.
- (94) Hubert Védrine, *Les Mondes de François Mitterrand: À l’Élysée 1981-1995* (Paris: Fayard, 1996); Roland Dumas, *Le Fil et la palette: mémoires* (Paris: Plon, 1998).
- (95) 吉村「連邦体制から地域紛争へ」一九四頁。塩川『国家の解体Ⅱ』一四九八頁。
- (96) “Arménie Aidons-les !”, *Le Monde*, 11 mai 1991.
- (97) “URSS La visite à Moscou du chef de l’Etat français et la situation intérieure M. Mitterrand a apporté un soutien sans réserve à M. Gorbatchev”. *Le Monde*, 08 mai 1991.
- (98) “Manifestation de soutien à l’Arménie à Paris”. *Le Monde*, 10 mai 1991.
- (99) “Affirmant sa solidarité face à la répression Le PS condamne l’intervention de l’armée soviétique en Arménie”. *Le Monde*, 15 mai 1991.
- (100) JO Question no.43084, 20 mai 1991, p.1952; JO Question no.43365, 27 mai 1991, p.2022; JO Question no.43366, 27 mai 1991, p.2022; JO Question no.43639, 03 juin 1991, p.2117.
- (101) JO Question no.43084.
- (102) JO Question no.43084, 02 septembre 1991, p.3505.
- (103) ルーマニアでは、一九六五年以来独裁体制を敷いていたチャウシエスク大統領に対する反発が強まっていた。フランスの首相とデュマ外相は大統領の独裁を強く非難し、いち早く人道援助を行った。結局、チャウシエスク政権は一九八九年二月の民衆蜂起で崩壊した。“Communiqué du ministre des affaires étrangères, en date du 26 décembre 1989, sur l’aide française à la Roumanie”. *Vie publique*, 26 décembre 1989, <https://www.vie-publique.fr/discours/127844-communique-du-ministere-des-affaires-etrangeres-en-date-du-26-decembre>.
- (104) Roland Dumas, *La Diplomatie sur le vif: dialogues avec Bertrand Badie et Gaëlle Minassian* (Paris: Presse de Science Po, 2018), p.41.

- (105) 吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE）―人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』（三嶺書房、一九九四年）一六五頁。
- (106) Dumas, *La diplomatie sur le vif*, pp.38, 43.
- (107) 仏ノ条約調印は一九四四年以来であった。またフランスは二七年ぶりに二国間条約を外国と結んだ。「La rencontre Gorbatchev-Mitterrand à Rambouillet Une aide de 5 milliards de francs à l'Union soviétique', *Le Monde*, 30 octobre 1990.
- (108) "Conférence de presse conjointe de MM. François Mitterrand, Président de la République et Mikhaïl Gorbatchev, Président de l'URSS, sur les relations franco-soviétiques, la sécurité en Europe, la conférence pour la paix au Proche-Orient et le conflit en Yougoslavie", *Vie publique*, 31 octobre 1991, <https://www.vie-publique.fr/discours/131566-conference-de-presse-conjointe-de-m-m-francois-mitterrand-president-de->
- (109) Hubert Védrine, *Les Mondes de François Mitterrand*, p.502; Dumas, *La diplomatie sur le vif*, pp.42-43.
- (110) より具体的には、まず独仏関係を中核に据えた上で残りのEC諸国を包含し、それから連などの残りの欧州諸国に範囲を広げようとする構想であった。「Allocution de M. François Mitterrand, Président de la République, à l'occasion de la présentation de ses vœux», *Vie publique*, 31 décembre 1989, <https://www.vie-publique.fr/discours/139496-allocution-de-m-francois-mitterrand-president-de-la-republique-loc>; Julie M. Newton, *Russia, France, and the Idea of Europe* (New York: Palgrave Macmillan, 2003), p.177.
- (111) "Rech pered deputatami parlamentskoy assambley soveta yevropy v strasburge" in Mikhail Gorbatchev, *Sobranie sochinenii*, vol.15 (Moscow: Ves' mir, 2010), pp.156-169.
- (112) "Iz besedy s ministrom inostrannykh del frantsii rolanom dyuma, 25 avgusta 1990 goda", in *Otchetchaya na yzov. Vremeni vnesnyaya politika perestroiki. Dokumental'naya svidelet'stva* (Moscow: Ves' mir, 2010), pp.407-408.
- (113) フランスが二〇〇一年にアルメニア人虐殺をジェノサイド認定する前に出された国民議会のレポートには、ロシヤ・ブロンヌ議員が代表者として書かれたところ。François Rocheblaine, "Les Riches heures des relations franco-arméniennes", *Politique Internationale*, no.122 (Hiver 2009).
- (114) JO Question no.48781, 21 octobre 1991, p.4256.
- (115) JO Question no.52608, 13 janvier 1992, p.95.

- (116) 国民議会のウェブサイトで「承認」(reconnaissance)と検索したところ、旧ソ連諸国に関連する公開問答は、アルメニアやカラバフ以外に、バルト三国の独立に関連したものしか見受けられない。JO Question no27877, 30 avril 1990, p.2035を参照。
- (117) JO Question no48781, 09 mars 1992, p.1109.
- (118) de Waal, *black garden*, p.174.
- (119) "Relations entre Azerbaïdjan et la France – Introduction", *Ambassade de la République d'Azerbaïdjan en République française*, <https://paris.mfa.gov.az/fr/content/33/azerbaycan-fransa-munasibetleri-umumi-melumat>.
- (120) "Relations [sic] bilatérales", *Ambassade de la République d'Arménie en France*, <https://france.mfa.am/fr/bilateral-fr/>.
- (121) JO Question no.48781, 09 mars 1992, p.1109.
- (122) テルヒペトロシヤンは、大統領になる以前の一八九九年一〇月、在仏アルメニア人コミュニティ(Solidarité Franco-Armenienne)の招待でフランスを訪れ講演したことがある。"Levon Ter Petrossian : Optimiste, mais...", *Arménia*, no.113 (novembre 1989), pp.16-17.
- (123) "La visite en France du président de la République d'Arménie M. Ter Petrossian souhaite une coopération économique directe entre Paris et Erevan", *Le Monde*, 24 mai 1991.
- (124) 第三章三節を参照。
- (125) Rapport d'information no.7 (1993-1994) du 5 octobre 1994 – par M. André ROUVIÈRE, fait au nom de la commission des Affaires étrangères, de la défense et des forces armées, pp.21-24.
- (126) 例えば、対米関係を見てみると、一九九三年に貿易関係に関する協定を結んでいる。また対英関係では、アリエフ大統領は一九九四年二月にイギリスを訪れている。"Economic relations", *Embassy of the Republic of Azerbaijan to the United States*, <https://washington.mfa.gov.az/en/content/165/economic-relations>;
- "BILATERAL RELATIONS", *Embassy of the Republic of Azerbaijan to the United Kingdom of Great Britain and Northern Island*, <https://london.mfa.gov.az/en/content/3/bilateral-relations>.
- (127) 一九九二年二月にテルヒペトロシヤン大統領は「ル・モンド」のインタビュ記事の中で、なぜカラバフ州の独立を承認しないのかという質問に対し次のように語っている。「この問題がアゼルバイジャンとアルメニアの間の紛争と見なされない

- よう、我々ができる限りのことを尽くしたいと思っている。(…)アルメニアは、カラバフ州の独立宣言が認められるよう支援する。しかし、もし我々がカラバフ共和国を正式に承認するとすれば、介入していると非難され、挑発の目に遭うかもしれない。我々は国際社会が承認を検討するように努力したい。」ARMÉNIE : un entretien avec le président Ter Petrossian "Nous accepterons n'importe quelle solution au Haut-Karabakh pourvu que la population l'accepte elle-même". *Le Monde*, 26 février 1992.
- (128) 当事国の紛争に対する認識の違いは、クシュナー大臣補佐 (Bernard Kouchner) が現地を訪れた際も明瞭に表れていた。Paris COREU to Lisbon COREU & All COREU, CPE/PAR 137, FCO 176/108, 10 March 1992, The National Archives of the United Kingdom. Kew | 以下 TNA の略記 | John J. Maresca, "The International Community and the Conflict over Nagorno-Karabakh", in Bruce W. Jennesson (ed.), *Opportunities Missed, Opportunities Seized: Preventive Diplomacy in the Post-cold War World* (Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, 2000), p.69.
- (129) Moscow to FCO, Telo.721, FCO 176/109, 19 March 1992, TNA; Maresca, "The International Community and the Conflict over Nagorno-Karabakh", p.72.
- (130) 実際に三月一〇日の北大西洋協力会議では、NATOは仲介役になるべきではなく、CSC Eが妥当なメカニズムだとのコンセンサスが作られた。UKDEL NATO to FCO, Telo.137, FCO 176/108, 13 March 1992, TNA; 西村めぐみ『規範と国家アイデンティティーの形成—OSCEの紛争予防・危機管理と規範をめぐる政治過程—(多賀出版、二〇〇〇年) 三三〇頁。
- (131) CSC Eが欧州秩序の維持のために、いかに即座に旧ソ連諸国の加盟を認めたかは、国連や欧州審議会 (the Council of Europe) への加盟時期と比較してもよく分かる。アゼルバイジャンとアルメニアは、CSC E加盟から一カ月後の三月二日に国連に加盟した。また、一九四九年に西欧の民主主義の擁護を目的として西欧一〇か国で結成された欧州審議会は、元来、民主主義や法の支配、人権の尊重といった加盟条件に厳しく、東欧・ソ連諸国の加盟に一切妥協を許してこなかった。一九八九年の東欧革命以降、欧州審議会はその役割を再検討し、旧共産主義国の加盟を順々に認めていったが、コーカサス諸国はその地理的な理由から、欧州国家と認められるか疑問が生じた。アゼルバイジャンとアルメニアが欧州国家と見なされ、加盟が認められたのは二〇〇一年一月になってからだった。庄司克宏「欧州審議会—旧東欧、ソ連諸国への拡大と『民主主義の安全保障』植田隆子編『現代ヨーロッパ国際政治』(岩波書店、二〇〇四年) 九三—九五、九九—一〇三頁。
- (132) Paris to LIS / COREU, FCO 176/106, 10 February 1992, TNA; JO Question no.54063, 13 avril 1992, p.1720.

- (133) Felice D. Gaer: "The United Nations and the CSCE: Cooperation, Competition, or Confusion?", in Michael R. Lucas, (ed.), *The CSCE in the 1990s: Constructing European Security and Cooperation*, (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1993), p.176.
- (134) Prague Document on Further Development of CSCE Institutions and Structures, Prague Meeting of the CSCE Council, 30-31 January 1992, p.17.
- (135) "Interim Report of the CSCE Rapporteur Mission on the Situation in Nagorny Karabakh", *Helsinki Monitor*, 3: 2 (1992), pp. 50-111.
- (136) S./23500, 31 January 1992, p.3.
- (137) Butros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking, and Peace-Keeping: Report of the Secretary-General Pursuant to the Statement Adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992* (New York: United Nations, 1992).
- (138) 仲裁者をめぐる曖昧な状況は、当時のフランス国民議会議員が外務省に提出した質問状からも読み取ることができる。例えば一月に出された質問状では、アルメニアのテル・ベクトロシヤン大統領が国連平和維持隊の派遣を要請したことを受けてフランス政府はその要請を支持するのかと問うている。一方で、二月に別の国民議会議員は、フランスやECは国連やOSCEの監視団を派遣する予定はあるかと問うている。
- (139) Ankara to FCO, Teln0.168, FCO 176/108, 11 march 1992, TNA.
- (140) UKMIS New York to FCO, Teln0.702, FCO 176/107, 07 March 1992, TNA.
- (141) Tehran to FCO, Teln0.175, FCO 176/110, 29 March 1992, TNA.
- (142) Maurice Vaisse, *La puissance ou l'influence? La France dans le monde depuis 1958* (Paris : Fayard, 2009), p.509.
- (143) FCO to Moscow, Teln0.458, FCO 176/108, 11 March 1992, TNA; JO Question no14741, 27 juin 1994, p.3247.
- (144) FCO to Moscow, Teln0.458, FCO 176/108, 11 March 1992, TNA.
- (145) 田仁揆『国連事務総長―世界で最も不可能な仕事』（中央公論新社、二〇一九年）二〇七頁。
- (146) FCO to Moscow, Teln0.458, FCO 176/108, 11 March 1992, TNA.
- (147) Tehran to FCO, Teln0.175, FCO 176/110, 29 March 1992, TNA; Ankara to FCO, Teln0.174, FCO 176/108, 12 March 1992,

- TNA.
- (148) クシユネルは、一九七一年に「国境なき医師団」(Médecins sans frontières)の創設に携わったものの、組織内での対立が原因で離脱し、一九八〇年に新たに「世界の医療団」(Médecins du Monde)を立ち上げた経緯がある。その後、保健・人道担当大臣(一九九二年四月～一九九三年三月)、コンボ事務総長特別代表(一九九九年七月～二〇〇一年一月)、外務大臣(二〇〇七年五月～二〇一〇年一月)など要職を歴任した。
- (149) “Une conférence internationale à Paris Le droit d’ingérence humanitaire”. *Le Monde*, 28 janvier 1987.
- (150) ミッチランは開会辞の中で、「第一にあげるべき人権とは生命の権利であり、第二にあげるべき義務は (...) 危機に瀕した人々への援助である」と述べ、会合の主旨に賛同の意を示した。Bernard Kouchner et Mario Bettati, *Le Devoir d’ingérence : peut-on les laisser mourir?* (Paris: Denoël, 1987), p.33.
- (151) *Ibid.*, p.271.
- (152) A/43/PV, 29 October, 1988.
- (153) A/RES/43/131, 8 December 1988.
- (154) A/RES/45/100, 14 December 1990.
- (155) Vaisse, *La puissance ou l’influence?*, pp.509-511.
- (156) JO Question no.54063, 13 avril 1992, p.1720.
- (157) “Le conflit du Haut-Karabakh M. Bernard Kouchner a obtenu un accord de principe pour une assistance humanitaire”. *Le Monde*, 27 février 1992.
- (158) Paris COREU to All COREU, CPE/PAR 137, FCO 176/108, 10 March 1992, TNA.
- (159) JO Question no.55404, 25 mai 1992, p.2305.
- (160) Benjamin to Lyne, FCO 176/107, 28 February 1992, TNA.
- (161) Paris to FCO, Teln0222, FCO 176/108, 13 March 1992, TNA.
- (162) Helsinki to FCO, Teln090, FCO 176/110, 25 March 1992, TNA.
- (163) Benjamin to Lyne, FCO 176/107, 28 February 1992, TNA.
- (164) Paris to FCO, Teln0226, FCO 176/108, 14 March 1992, TNA.

- (165) Helsinki to FCO, Telno.66, FCO 176/108, 14 March 1992, TNA.
- (166) Ankara to FCO, Telno.202, FCO 176/109, 20 March 1992, TNA.
- (167) イギリスは、アゼルバイジャンのパクー油田での利権を重視していたため、トルコからの依頼を最終的には却下した。イギリスはミンスク・グループにも参加していない。
- (168) 会議の議長は、開催地も申し出づいたイタリヤの外交官 (Mario Raffaelli) が就くことになった。Helsinki to FCO, Telno.90, FCO 176/110, 25 March 1992, TNA.
- (169) Summary of Conclusion, Helsinki Additional Meeting of the CSCE Council, 24 March 1992.
- (170) "Conférence de presse conjointe de MM. François Mitterrand, Président de la République, et Turgut Ozal, Président de Turquie sur les relations franco-turques, l'élargissement de la CEE et le problème des minorités kurde, macédonienne et chypriote", *Vie publique*, 14 avril 1992, <https://www.vie-publique.fr/discours/127333-conference-de-presse-conjointe-de-mm-francois-mitterrand-president-de>.
- (171) "ARMÉNIE : appel à l'aide international", *Le Monde*, 29 décembre 1992.
- (172) JO Question no.66190, 11 janvier 1993, p.98.
- (173) JO Question no.719, 10 mai 1993, p.1320.
- (174) JO Question no.66190, 15 février 1993, p.575.
- (175) JO Question no.3092, 02 août 1993, p.2314.
- (176) JO Question no.66190, 15 février 1993, p.575.
- (177) S/RES/822, 30 April 1993, JO Question no.719, 26 juillet 1993, p.2189.
- (178) Rapport d'information no.7 (1993-1994) du 5 octobre 1994, pp. 24-25.
- (179) ソ連崩壊後、フランスはタジキスタンを省く一四の旧ソ連構成国と友好協定を調印した。九八年までに、アゼルバイジャン、グルジア、ペラルーシを省く国々との友好協定が批准された。Rapport Législatif no.420 (1997-1998) par M André DULAIT, fait au nom de la Commission des affaires étrangères de la défense et des forces armées, https://www.senat.fr/rap/97-420/97-420_monoh.html#toc45.
- (180) JO Question no.3807, 12 juillet 1993, p.1939, JO Question no.10014, 10 janvier 1994, p.82; JO Question no.13557, 25 avril 1994,

- p.1976.
- (181) 「モゼルス・インジャンとの友好協定が施行されたのは 一九九九年五月になつてからだ」とある。La Commission des affaires étrangères de la défense et des forces armées. Loi no99-400 du 25 mai 1999 autorisant la ratification de l'accord de partenariat et de coopération entre les Communautés européennes et leurs Etats membres, d'une part, et la République d'Azerbaïdjan, d'autre part. JO, no.119 du 26 mai 1999, pp.7751-7752.
- (182) "Historical background to the document: President of the Azerbaijan Republic Heydar Aliyev met President of France Fransua [sic] Mitterrand", *Heydar Aliyev Heritage International Online Library*: 20 December 1993, <https://ihb.aliyevheritage.org/en/53037317.html>
- (183) "Official visit of the President of the Republic of Azerbaijan Heydar Aliyev to the Republic of France", *Heydar Aliyev Heritage International Online Library*: 19-22 December 1993, <https://ihb.aliyev-heritage.org/en/53226599.html>
- (184) JO Question no.9436, 20 décembre 1993, p.4536.
- (185) JO Question no.9436, 24 janvier 1994, p.346.
- (186) JO Question no.17417, 08 août 1994, p.3962.
- (187) JO Question no.22, 24 avril 1986, p.257.
- (188) JO Question no.28900, 21 mai 1990, p.2322; JO Question no.15356, 13 juin 1994, p.2934; JO Question no.17505, 08 août 1994, p.3963; JO Question no.19442, 17 octobre 1994, p.5088; JO Question no.20405, 14 novembre 1994, p.5588.
- (189) JO Question no.15356.
- (190) 今井宏平『トルコ現代史—オスマン帝国崩壊からエルドマンの時代まで』(中央公論新社〔中公新書〕、二〇一七年)一八〇頁。
- (191) "Survul des conséquences de l'entrée éventuelle de la Turquie dans la C.E.E.", *Arménia*, no.105 (septembre / octobre, 1987), p.17.
- (192) "Chronologie des rebondissements de la question arménienne au parlement européen", *Arménia*, no.103 (mai / juin 1987), pp.12-13.
- (193) *Ibid.*; 平野「フランスにおける植民地支配の過去と記憶」、一〇一頁。

- (184) Maresca, "The International Community and the Conflict over Nagorno-Karabakh", p.78.
- (195) *Ibid.*, p.80.
- (196) JO Question no.62860, 23 novembre 1992, p.5290.
- (197) "Conférence de presse conjointe de MM. François Mitterrand, Président de la République, et Boris Eltsine, président de la Fédération de Russie, sur la proposition française d'une réunion anticipée du groupe des Sept pour une aide financière à la Russie et la [sic] plan de paix pour l'ex-Yougoslavie", *Elysée*, 16 mars 1993.
- (198) マンスタ・トループの議長のオジュ・マルメニア・マセルバンシヤン、ロシア、アメリカ、トルコが集まって話し合った。Vladimir Kazimirov, *Peace to Karabakh: Russia's Mediation in the settlement of the Nagorno-Karabakh Conflict* (Moscow: VES MIR Publishers, 2014), pp.83-84.
- (199) JO Question no.3092, 02 août 1993, p.2314.
- (200) UKMIS New York to FCO, Teln.702, FCO 176/107, 07 March 1992, TNA; Maresca, "The International Community and the Conflict over Nagorno-Karabakh", p.79.
- (201) *Ibid.*, p.80; Cornell, *Small nations and great powers: a study of ethnopolitical conflict in the Caucasus*, p.339.
- (202) Moscow Embassy to the Secretary of State in Washington DC, "Russian Borderguard Chief on xthe [sic] position in the Caucasus", Declassified Document Concerning the Nagorno-Karabakh Conflict, 23 May 1994, *Clinton Digital Library*, <https://clinton.presidentiallibraries.us/items/show/100499>.

田邊 アリンソヴグラン (たなべ ありんそぶぐらん)

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程二年
専攻領域 ヨーロッパの国際政治